



7 月号  
Vol.4  
JULY 2000

# 山梨自治風

## 特集 分権各論

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A



# もち自慢

## 北巨摩郡須玉町

# おいしい学校

明治からの歴史と伝統を誇る旧津金学校の昭和校舎が、都会と田舎をひとつに結ぶ新しいリゾート「おいしい学校」として生まれ変わりました。

日本の一流シェフたちが、須玉の旬の素材を活かすイタリアンレストランとパン工房。ヨーロッパの伝統的植剤療法を取り入れたハーブバス。さらに、都会と地元の同好の人たちが一緒に参加する「サークル活動」や三〇種類以上のふるさと体験教室など、魅力いっぱいです。そして、こんな盛りだくさんのおいしさをゆったりと味わっていただけのように、リーズナブルな価格で宿泊できる客室も



用意しています。  
おいしい学校は、「何度でも帰りたくなる新しいふるさと」を目指して開校した今までにない新しいリゾート施設です。

●所在地/〒407-0311  
北巨摩郡須玉町下金津3005八  
電話0551-210710



7月号  
Vol.4  
JULY 2000



笛吹川フルーツ公園  
山梨市提供

まち自慢	須玉町「おいしい学校」	表2
巻頭随想	分権時代の行政と住民 弁護士 橋本 勇	2
まちづくり	夢づくり「都留市」	4
特集	分権各論	
特集1	「山梨県市町村合併推進要綱」の概要について	8
特集2	委譲事務交付金制度の概要について	12
特集3	過疎地域自立促進特別措置法とそれに伴う過疎対策について	17
特集4	公共下水道の利用促進を図るための条例整備についての検討	20
講演録	山梨地方自治研究会の地方分権一括法への取り組み	24
苦言提言		27
報道対応の「守り」と「攻め」		
	時事通信社甲府支局 記者 渡部 裕子	
珍・間・感・分??		28
	言葉を教えることと学ぶことの楽しさ 山梨県立女子短期大学 助教授 劉 徳聯	
自治Q&A		29
がんばっていまーす!!		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	大木 正宏さん(春日居町)・編集後記	表3

# 時の人

## “神明の花火”仕掛け人

“神明の花火”は、江戸の元禄・享保の時代から続いた歴史ある花火大会です。毎年県内外より二十万人以上の人々が訪れ、全国でも有数の花火大会になってきました。

音楽に合わせた演出にワイドな展開、また二十号玉まで含む二万発もの花火を打ち上げるという豪快さが特徴となっています。

毎年この祭りを支えておられる花火職人のひとり(株)マルゴの音木智徳専務取締役は、「花火の町 市川大門町として、二十一世紀に向けて新しい花火演出を発表していきたいです。当日は花火が主役、私たちは裏方です。打ち上げが終了し、観客の皆さんの歓声が心に残った風呂上がりのビールは、格別の味です。」と語ってくれました。

今年度は、「いぶき・ひやく」に限りない未来を見つめて、テーマに計画しています。八月七日(はなびのひ)には、市川大門町へ是非お越しください。夜空に様々な花を咲かせ、あなたを夢の世界へと誘うことのできよう。



音木 智徳さん  
(花火仕掛人)

# 巻頭

# 随想

弁護士 橋本 勇



## PROFILE

弁護士  
橋本 勇  
(はしもと いさむ)

昭和20年長野県生まれ。昭和44年東京大学法学部卒業。同年自治省入省。昭和51年から53年まで山梨県地方課長。他に外務省ロンドン大使館一等書記官、自治大学校教授等を歴任。昭和59年自治省退職。昭和61年弁護士登録。以後自治体行政を巡る様々な事件を扱う。著書に「自治体行政の執行と監視」、「地方公務員法講義」等。

# 分権時代の行政と住民

## 行政に対する関心の高まり

桜と桃の花が咲き誇る四月、久

方ぶりに、県内の市町村長さん

話をする機会をもたせていただき

ました。私が山梨県の地方課長（今

の市町村課長）をさせていただ

いた二十年前には、住民訴訟

という制度を知らなかったわけ

ではありませんが、行政が判断した

ました。

これは、八十年代に類発した公

共事業の入札を巡る地方公共団体

のトップの不祥事に端を発し、そ

の後の各地における食料費、交際

費、旅費、給与等を巡る違法不当

支出の問題に起因するように思わ

れます。また、日本経済全体も、

しているようにも感じられます。

また、あえて言えば、バブルの崩

壊による民間労働者から見たとき

の公務員の生活に対するやっかみ

のようなこともあるのかも知れま

せん。

住民監査請求や住民訴訟が気軽に

に活用されるという状況をどのよ

うに評価するかについては、種々

このような形で現実化するという

のは極めて皮肉なことであり、こ

のような住民参加は行政サイドが

進めようとしていたものと異なる

性質のものであることは事実です

が、単なるあら探しから、より積

極的で生産的なものへの一つのス

テップとして考えるべきもののよ

うに思われます。しかも、このよ

うな動きを制限しようとしても制

限する方法はないわけですから、

このような時代になったことを前

提として、これに対処し、前向き

に活用することを考えるのが現実

的だということになりそうです。

## 組織運営の適正化

ところで、ここ数年、コーポレート・ガバナンス、アカウンタビリティ、トランスパアレンシー、コンプライアンスというような聞き慣れないカタカナ語を目や耳にする機会が増えてきました。日本語にすれば、それぞれ、企業統治、説明責任、透明性、合規性と訳されることが多いようですが、どれも日本語らしい言葉とは言えず、漢字で表されても意味が分からないことは同じだと思います。

これらの言葉は、民間企業に対する投資家の利益を守ること、民間企業による違法不当な行動を防止したり、企業活動に伴う環境破壊などの不適切な結果の発生を抑止することなどのために必要とされる措置を表すものであり、アメリカにおいては主として前者の目的が、ヨーロッパにおいては主として後者の目的が強調されてきたものです。この考え方は、企業の経営破綻や経営者による不祥事の原因が個々の経営者や企業の特長性にあるのではなく、企業の組織そのものにあるという認識に基づいて、組織の運営を適正なものにするために採るべき措置を包括的

に表そうとするものであり、使用する人によって具体的な意味が微妙に異なるところがあります。日本においても、大企業においては社外監査役や監査役会の設置が義務づけられるなど、法的な整備が図られており、自治体における監査委員の権限の拡大や資格制限などの考え方にも共通するものがあるはずで

と、ところで、アカウンタビリティというのは、他人から委託を受けて仕事をする者は、それを委託した者に対して、どのようなことを、どのような考え方に基づいて、どのような方法で行い、その結果がどうであったかを説明する責任があるということの意味する言葉です。これは、自治体の情報公開制度の思想と共通するところがありますが、それよりも一歩進んで、具体的な請求がない場合であっても、積極的に情報を開示しなければならぬということまで含まれています。この考え方の根底には、委託した者は受託した者の行動による結果を受け入れざるを得ないのであり、それによる危険（リスク）を事後的な損害賠償などで完

全にカバーすることはできないということがあります。

トランスパアレンシーというのは、意思決定の課程が透明でなければならぬということですが、アカウンタビリティと似たところもありませんが、アカウンタビリティが受託した者の判断で行うものであるのに対して、これは、外部から見ても、いかなる基準で、誰が何をやっているかが分かるようにしておくことが必要だということ

です。コンプライアンスというのは、組織を運営し、意思決定を行うルールを明確にし、それが遵守されることを保障するための仕組みのことです。自治体においては、法令や条例規則などがルールであり、それが遵守されているかについては、まずは議会及び監査委員が判断し、場合によっては裁判所が判断することがあります。

これらのことを総合的に実現するための仕組みを表すのがコーポレート・ガバナンスという言葉であり、簡単に言えば、組織体を適正に運営していくための組織及びその構成員の行動基準となるルールとその適用のことだということです。

## 自治体における コーポレート ガバナンス

自治体行政は、住民から付託を受け、税を財源として、住民の福祉の向上を目的とした活動を行うものであり、その経営の破綻や不適切な活動による住民の被害は企業におけるそれらに勝るとも劣らないものであることは明らかです。その意味では、コーポレートガバナンスが必要とされるのは、民間企業よりも自治体の方であると言いうことができます。

これまでは、どちらかと言えば、行政が全ての責任をもって施策を決定し、実行しなければならぬという意識が強かったように思いますが、これからは、必要な情報を提供したうえで、住民に選択を求めるといって一歩引いた考え方も必要のように思います。

まちづくり  
夢づくり

## 都留市

4

『市民参加型・市民提案型社会に

よる市民主体のまちづくり』

健康で生きがいのある  
市民の暮らしの実現に向けて

はじめに

県内市町村職員を対象とした地方自治に関する情報誌である「山梨・自治の風」が、昨年七月に、創刊されてから一年が経とうとしています。

昨年度は、創刊号を含め、三回の発刊がなされました。それぞれの表紙も明野村のあふれんばかり

の「ひまわり畑」から始まり、大月市の色鮮やかに紅葉した「猿橋」、上九一色村の富士を背にした満開の「桜」などが飾り、その地域性やその時々々の季節感を表し、とても好感がもてました。

また、この市町村リレーのコーナーにおいても、構形町から塩山市、石和町そして都留市へとパトナリリレーされました。「まちづ

くり 夢づくり」における市町村間の中継ランナーであることを自覚し、本市における「市民主体のまちづくり」の概要をご紹介します。

## 都留市の地域特性

本市は、山梨県の東南部に位置し、面積は、一六二・五八㎢で、周囲は一、〇〇〇m級の美しい山々に囲まれ、自然が息づく風光明媚な

ところですが、古くは、城下町として栄え、先代からの教育・文化を尊重する気風を継承しながら、特色ある地方公立大学である都留文科大学を有する学園都市として発展してきました。また、現在は新時代にふさわしく、時速五〇〇㎞の夢が走る山梨リニア実験線の拠点都市として整備が進められています。人口は三万四千人余、世帯数一万一千四百世帯でゆるやかではあるが増加傾向にあります。

まちづくりへの  
取り組みについて

## ①市民委員会制度

まちづくりに直接市民が参画し、市民の視点で考えるユニークなアイデアを行政に生かす目的で平成十年度にスタートした「市民委員会」は、これまでに「桂川をきれいにする会」や「お茶壺道中研究会」など八団体が認定されました。それぞれの団体が、独自性、斬新性に富んだもので広い分野にわたり、今後の行政にとって大きな指標となりました。今後においては、各課で分析を行い、市政運営に反映させるよう取り組んでいきたいと考えています。



## ② まなびのまちづくり事業

今年度から市民委員会制度に加え、自治会などを単位とした「まちづくり事業」を新たに創設しました。この事業は、自治会などが、道路の美化活動による生活環境保全活動、青少年育成活動などを目的に実施する独創的な「まちづくり」に係る活動経費を対象に助成するもので、市民の新たな発想によるまちづくりに期待するものです。



自治会の道路美化運動

## ③ ふれあい講座（出前講座）

地方分権の時代を迎え、行政と市民がそれぞれ役割分担をしながらまちづくりを推進するためには、行政側が市民にきちんと情報を提

供する必要があります。

このため、本市では、市民に直結する市役所の職員が、自ら会得した仕事上の内容はもちろん、さらに一歩踏み込んだ自分自身の趣味などの分野で市民のもとに出かけ、様々な講義を行う出前講座「ふれあい講座」を昨年度から始めました。

講座内容は、市の長期総合計画などの市職員の専門領域から都留市の歴史などの文化的なもの、さらに手打ちうどんの作り方など職員の趣味を生かした領域まで幅広い内容となっております。昨年度は三十七回の講座が開かれ、その受講者も八六三人と大変好評でした。今年度においても、さらに新たなメニューを追加し、四十一の講座を開講する予定です。

## まなびのまちづくり 506アクション

まちづくりの実践は、市民が自らの行動を通して、そこに住む環境を意識的に変化させます。まちづくりの基本には未来を語るロマンがあり、それが理念や理想を形成していきます。すでに決められた計画や施策をそのとおりに実行するのではなく、その都度、市民

とともに協議を重ねながら、二十世紀の美しい優れた都留市を目指す、まちづくりを推進していかねければなりません。

このような考えをもとに、「健康で生きがいのある市民の暮らしの実現」を目指す基本的な考えとして、次の五つのまちづくりを提起し、各事業ごとに行動計画を策定し、市民と一体となった事業として展開していきたいと考えています。

### ① 環境にやさしいまちづくり

《環境のまち行動計画》

人・まち・自然にやさしい

「グリーン・アクションつる」

〔平成十二年四月からスタートし、環境保全に向けて各種の取り組みを実施中〕

### ② 健康のまちづくり

《健康のまち行動計画》

人・まち・自然がいきいき

「ウェルネス・アクションつる」

〔平成十二年度からの事業実施に向け、現在行動計画を策定中〕

### ③ 福祉のまちづくり

《福祉のまち行動計画》

人・まち・自然とのふれあい

「ケア・アクションつる」

〔行動計画の策定を準備中〕

### ④ 産業のまちづくり

《活力ある産業のまち行動計画》

人・まち・自然が元氣

「メイク・アクションつる」

〔行動計画の策定を準備中〕

### ⑤ まなびのまちづくり

《まなびのまち行動計画》

人・まち・自然とまなび

「ライフ・アクションつる」

〔行動計画の策定を準備中〕

## グリーン・アクション 506アクション



環境保全を重点課題と位置づけ、さらに積極的に諸施策を進めるため、人・まち・自然にやさしい「グリーン・アクションつる」プランを策定しました。このプランは、市民・地域・企業・行政それぞれが連携し、環境保全へ向け実効的に行動することを基本目標としています。

市も自らが事業者、消費者であ

## 【みどり豊かな美しい自然をわたしたちのまちに】



木守人事業／市内中心部にある城山の山頂付近一帯にもみじの苗木を植える

るとの認識に立ち、「都留市環境保全行動計画」を新たに策定し、環境に配慮した取り組みを積極的に進め、環境への負荷の低減に努めています。

事業の具体的な内容としては、次のとおりです。

●自然環境の整備を目指す「木守人事業」、**「河川クリーンキャンペーン事業」**、**「電気式生ゴミ処理機**

理機および太陽光発電システム」への補助

●環境植物「ケナフ」を使つての小中学生の「紙すき教室」などの事業

●市役所公用車へハイブリッドカーなどの低公害車購入

●市役所女子職員の制服にベクトルボトルの再生品を採用

●ごみ減量化を図るための買い物袋「マイバッグ持参運動」など

## 先進的かつ独自の条例について

「自己決定」と「自己責任」をキャッチフレーズにした本格的な地方分権が四月から始まりました。国の機関委任事務の廃止を柱とする地方分権一括法が四月一日に施行され、国による規制が緩和されたことで、地方自治に特色を出すことができます。

時代は、着実に地方分権に向かつて流れており、地方自治は新しい時代を迎えようとしているなかで、各自治体の地域個性を生かした独自の政策、制度の実現を図ることが求められています。

地方自治体が自己決定、自己責任の意識のもとに、常に強烈な問題意識と感受性を持ち、市民の方々の声を聞き、市民参画を得ていくなかで、市行政を進めていくことが大切であると認識しているところです。

このような意味から、本年の三月議会には、地域の特性に応じた問題点を認識し、具体的に実効性のある男女共同参画行政の推進と男女間のパートナーシップを形成するため、全国に先駆け「都留市男女共同参画基本条例」を提出し、同年三月二十四日、全会一致で可決、即日施行されました。

また、何人もゴミをみだりに捨ててはならないといった投棄の禁止を基本理念とし、県内初の、罰則規定を盛り込んだ「都留市まちをきれいにする条例」も三月議会に上程され、原案どおり可決され、七月一日より施行されます。この条例は、平成十年度の「市民委員会」からの研究報告による提言や、市民より寄せられた多くの意見により制定されました。

## おわりに

分権化の時代、より地域特性に配慮した自主性が求められるなか、それぞれの市町村がまちづくりを進めていく上で、施策体系の再構築や条例による理念の明確化が重要になってきます。

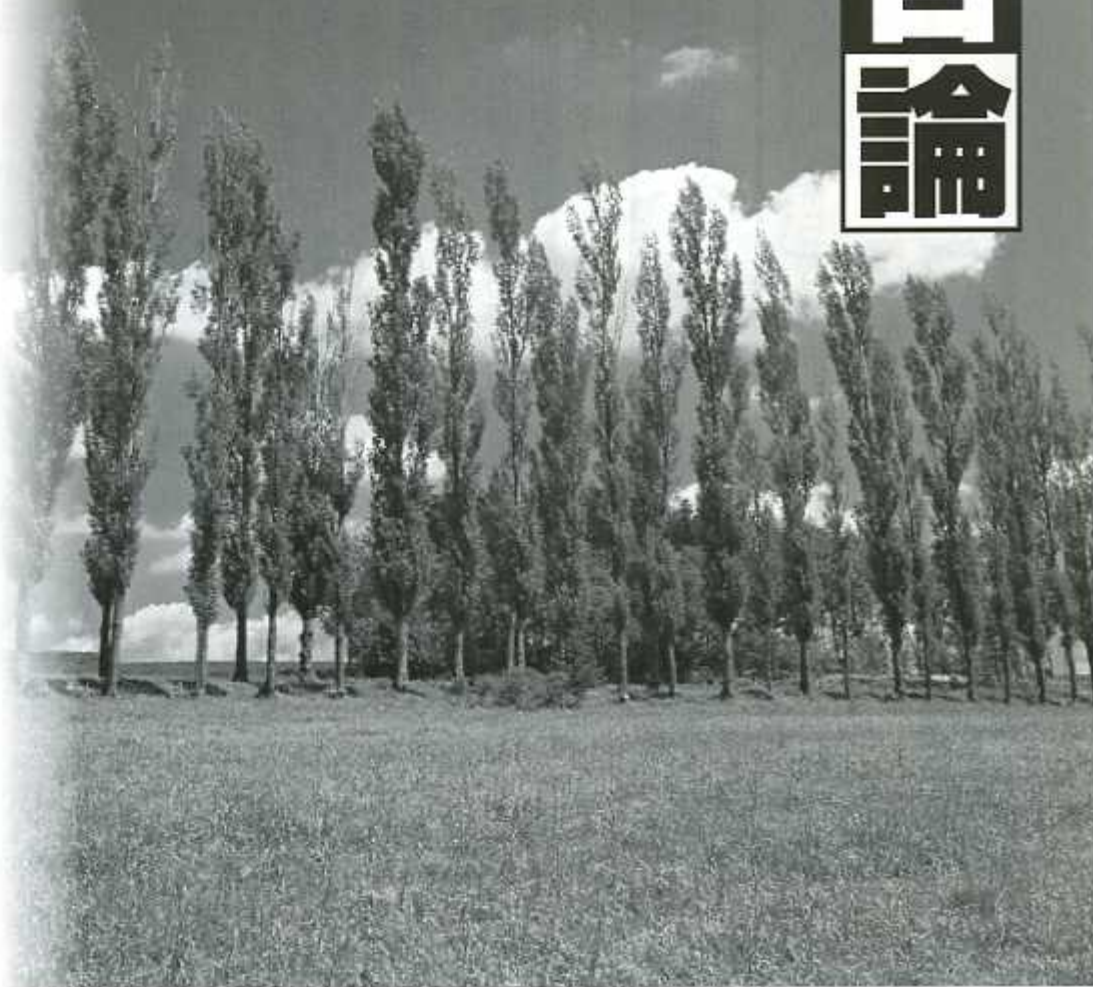
それぞれの市町村が、夢多き新世紀のまちづくりに競って取り組むことが、地域に住む市民の幸せにつながり、しいては幸住県やまなしのキャッチフレーズである「ともに支え 結び合う山梨」の実現につながるのではないのでしょうか。

県内の全ての市町村に、新しい「山梨・自治の風」が吹きわたたり、誰もが、生きがいと誇りをもって暮らすことの出来る社会となるよう期待します。



# 山梨自治風の風の特集

## 分権各論



地方分権一括法が公布されてから1年、施行されてから3月が経過した。機関委任事務の廃止等に伴う応急的対応の時期は過ぎつつある。いよいよ各地域、各自治体の独自性に基づいた政策、その法的表現である条例等への創意工夫に満ちた取り組みを始めるべきときであろう。

1周年記念の本特集では、「分権各論」として、山梨県における市町村合併への指針である「山梨県市町村合併推進要綱」の概要、事務処理の特例条例に基づき各市町村へ委譲された事務に係る新たな委譲事務交付金制度の概要、分権時代に時を合わせて新たな立法措置が図られた「過疎地域自立促進特別措置法」とそれに伴う過疎対策についての解説、更に下水道の普及に伴い各地で問題化している下水道への接続を促進させるための立法措置の検討を紹介する。

特集1 ● 「山梨県市町村合併推進要綱」の概要について

市町村課合併・広域行政推進担当 副主幹

佐野芳彦

特集2 ● 委譲事務交付金制度の概要について

市町村課行政運営担当 主幹

上原良子

特集3 ● 過疎地域自立促進特別措置法とそれに伴う過疎対策について

市町村課企画振興担当 主任

植村武彦

特集4 ● 公共下水道の利用促進を図るための条例整備についての検討

市町村課行政運営担当 副主幹

中山晃彦

# 「山梨県市町村合併推進要綱」の

## 概要とトピックス

市町村課合併・広域行政推進担当 副主幹 佐野 芳彦

地方分権が実行の段階を迎える中で、市町村は住民に最も身近な自治体として、拡大する自己決定、自己責任のもと、高度化、多様化する行政ニーズに対応するため、その行財政基盤の強化が強く求められている。

このような状況の中で、市町村合併の検討は避けては通れない重要な課題となっているトピックスである。

こうしたことから、本要綱は、市町村合併に対する県の基本的な考え方や支援策等を明らかにするとともに、市町村関係者や地域住民が、市町村合併を検討する際の参考や目安となる合併パターンを提案するものである。

### 1 推進要綱策定の背景と趣旨

「山梨県市町村合併推進要綱」は、平成十一年八月に示された、国の「市町村の合併の推進についての指針」において、県が要綱を作成し、市町村の合併の自主的な取り組みを支援するよう要請があ

り、本県において、市町村等による具体的な検討が活発に行われるよう、総合的に支援する必要があることから策定したものである。もちろん、この要綱を策定するまでには、平成九年度から平成十

一年度の三か年度に渡り、「広域行政推進事業」を実施し、広域的なまちづくり講演会やシンポジウムの開催、広域市町村圏ごとの広域行政研究会の設置促進と研究活動への支援、「広域行政・合併相談コーナー」の活用など、あらゆる機会を捉えて市町村合併の必要性を訴えるとともに、市町村等に対して積極的な取り組みを要請してきた。

こうした中、峡西地域においては、平成十二年四月一日に合併協議会が設置され、合併についての本格的な協議がスタートしたところであり、また、県内各地域で合併研究会が設置されるなど、関係市町村や議会、住民による合併についての検討の体制が整いつつある。

こうした状況を踏まえ、県では、平成十二年三月二十八日、「山梨県市町村合併推進要綱」を作成し、

市町村等が検討する際の目安として、合併することが適当と考えられる市町村のパターンを提示するとともに、本県独自の合併支援策として、「市町村合併推進事業」を展開することとし、合併市町村数に応じて少なくとも五億円を交付する特例交付金制度や、合併協議会等の活動に対する補助制度、更には、県として一体的な推進を図るため、「市町村合併推進庁内連絡会議」を創設したところである。

なお、県では、平成十年度、(財)山梨総合研究所に「望ましい市町村のあり方に関する調査」を委託し、平成十一年三月十九日には、市町村行政の課題や多様なパターンについて提言を受けたところであり、推進要綱は、この調査の結果と国の指針とを踏まえながら作成している。

## 2 推進要綱の構成

第一章の本県における市町村の現況と合併推進の必要性を踏まえながら、第二章で地域の特性と一体性の状況を明らかにしたうえで、第五章で市町村の類型に応じた多様な合併パターンを提案し、第六章で市町村合併を進めるに当たっての国、県の支援策や推進方策、

市町村やコミュニティの役割を示している。

なお、第三章ではメリットとデメリットへの対処、第五章では市町村合併を類型化するに当たっての考え方について述べている。

## 3 推進要綱の概要

市町村には、行財政基盤の強化や広域的な対応が強く求められており、市町村合併の推進が大きな課題となっている。また、全国的にも規模が小さく、全国唯一市部の人口が町村部の人口を下回るなどの状況の中で、市町村合併は、行政体制整備の有効な方策であり、積極的に合併の検討を進める必要がある。

また、産業・経済的なまとまり、生活上のまとまり及び行政上のまとまりについて、実証データを基に分析整理している。

第三章では、市町村合併の効果について、「市町村の合併の推進についての指針」を参考に述べる。とともに、第二十五次地方制度調査会の答申で上げられた懸念される事項への対処について、合併特例法や県の支援措置により対処することなどを述べている。

また、一定の枠組みはできており、新たな地域共同体の形成の可能性が高い地域である「発展シーズ形成地域」として「都市充実型」を提示している。これは、広域的な中心都市の都市機能が強化され、生活者重視の地域社会形成を図るための行政・住民活動基盤が充実されることを期待するもので、

こうしたことから、県内の各界各層がそれぞれの役割を十分担う中で、市町村の行政区域のあり方や地域の将来像について、具体的かつ計画的に検討することが、特に重要であるとしている。

引き続き、第二章では、本県における地域の地理的・歴史的な

## 4 市町村合併の多様なパターン

第四章では、「新たな市町村の規模と類型の考え方」として、第二章での分析結果を踏まえながら、本県の特性に応じた類型化を行っている。

まず、市町村合併の積極的な要因が明らかである「合併推進地域」として、「市制移行型」を提示しているが、これは、市制を施行することで、総合的・計画的な行財政運営や住民活動が展開され、一層の地域的发展を期待するものである。

また「地域振興型」は、人口が概ね二万人以上で、地域の特性等による発展的要因の方向を明らかにすることにより、一体的な地域振興を期待するものである。

次に、一定の枠組みはできており、新たな地域共同体の形成の可能性が高い地域である「発展シーズ形成地域」として「都市充実型」を提示している。これは、広域的な中心都市の都市機能が強化され、生活者重視の地域社会形成を図るための行政・住民活動基盤が充実されることを期待するもので、

・ 人口三十万人以上で中核市を目指すもの  
・ 人口二十万人以上で特例市を目指すもの

・ 広域市町村圏の中心都市が機能強化を目指すものを上げている。

次に、「行政効率志向地域」として、「行財政高度化型」を提示しているが、これは、住民サービスの向上と行財政の効率化が図られるとともに、重点的施策の推進が可能になるものである。

なお、合併への制約が多い地域については、当面広域行政や県等による補完を行い、将来的な合併について、検討しやすい地域づくりを進めることとしている。

第五章では、第四章の「新たな市町村の規模と類型の考え方」を踏まえ、広域市町村圏のまとまりを考慮に入れながら、中心性の高い市町村とのつながりを中心にした組合せ等として、客観性・蓋然性に基づく二十七の「市町村合併の多様なパターン」を提案している。

これらを、広域市町村圏ごとにまとめたのが別表である。

地域別では、甲府地区で市制移行型と都市充実型で七パターン、峡西地域で市制移行型を一パターン、東山梨地域で都市充実型を中心に四パターン、東八代地域では市制移行型を中心に三パターン、峡南地域では地域振興型と行財政

高度化型で二パターン、峡北地域では都市充実型を中心に四パターン、富士北麓地域でも都市充実型を中心に五パターン、東部地域では行財政高度化型を一パターンの合計二十七パターンを提案しているところである。

これらはいわば、市町村間のお見合いの可能性として、県から提案したものであり、今後これ以外の可能性も含めて、市町村等において、主体的に検討が進められることを期待するものである。

なお、峡南地域南部については、新たに行財政高度化型として、人口規模は小さいものの、適正かつ効率的な行政サービスの提供という観点から、全体としての検討と併せ、隣接する町村間の組合せについても検討を進める必要があることを提案しており、同様に東部地域では、広域連合の成果を踏まえ、地域全体での検討と併せ、隣接する複数の市町村間の組合せを検討する必要性について提案している。

更に、甲府市、石和町、中道町による「甲府圏域合併等研究会」や、「山梨県都・中核市創造協議会」などの民間団体等の動きを踏まえた合併の可能性や、広域市町村圏をまたがる合併の可能性についても、様々な角度から検討する必要があることを述べている。

## 市町村合併の多様なパターン(広域市町村圏別)

広域圏名	合併パターン
甲府地区	① 甲府市 竜王町 敷島町 玉穂町 昭和町 田富町 双葉町 (307,476人)
	② 甲府市 石和町 御坂町 一宮町 八代町 境川村 中道町 芦川村 豊富村 (269,780人)
	③ 甲府市 玉穂町 昭和町 田富町 (240,848人)
	④ 甲府市 春日居町 石和町 (232,271人)
	⑤ 甲府市 中道町 豊富村 (209,802人)
	⑥ 竜王町 敷島町 双葉町 (66,628人)
	⑦ 玉穂町 昭和町 田富町 (39,724人/40,371人) <small>※人口欄の右側は、平成10年3月31日現在住民基本台帳人口</small>
峡西	① 八田村 白根町 芦安村 若草町 楡形町 甲西町 (67,504人)
東山梨	① 塩山市 山梨市 春日居町 牧丘町 三富村 勝沼町 大和村 (84,428人)
	② 塩山市 山梨市 牧丘町 三富村 勝沼町 大和村 (77,567人)
	③ 塩山市 山梨市 牧丘町 三富村 (66,638人)
	④ 勝沼町 大和村 一宮町 (21,858人)
東八代	① 石和町 御坂町 一宮町 八代町 境川村 芦川村 春日居町 (66,839人)
	② 石和町 御坂町 一宮町 八代町 境川村 芦川村 (59,978人)
	③ 御坂町 八代町 境川村 芦川村 (24,763人)
峡南	① 三珠町 市川大門町 六郷町 増穂町 鯉沢町 (37,514人)
	② 下部町 中富町 早川町 身延町 南部町 富沢町 (全部又は一部)
峡北	① 韮崎市 双葉町 明野村 須玉町 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 白州町 武川村 (90,637人)
	② 韮崎市 明野村 須玉町 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 白州町 武川村 (79,415人)
	③ 韮崎市 明野村 須玉町 (44,143人)
	④ 高根町 長坂町 大泉村 小淵沢町 (27,410人)
富士北麓	① 富士吉田市 上九一色村 西桂町 忍野村 山中湖村 河口湖町 勝山村 足和田村 鳴沢村 (98,917人)
	② 富士吉田市 上九一色村 忍野村 山中湖村 河口湖町 勝山村 足和田村 鳴沢村 (94,062人)
	③ 富士吉田市 西桂町 忍野村 山中湖村 (73,212人)
	④ 富士吉田市 忍野村 山中湖村 (68,357人)
	⑤ 上九一色村 河口湖町 勝山村 足和田村 鳴沢村 (25,705人)
山梨県東部	① 都留市 大月市 秋山村 道志村 上野原町 小菅村 丹波山村 (全部又は一部)(山梨県東部広域連合)

5

国・県による支援策  
及び市町村等の役割

第六章では、合併後の地域の将来像について調査研究を進め、自主的・主体的に議論を進めることが重要としたうえで、「国による市町村合併の推進のための支援」の方策及び県による市町村合併の推進のための支援」の方策について示すとともに、市町村とコミユニティの役割について述べている。

国による市町村合併の推進のための支援としては、合併特例法による財政特例措置を中心に、情報提供や地域審議会制度などの推進策を上げている。

県による市町村合併の推進のための支援策としては、先ず市町村等の検討に対する支援として、合併協議会や民間団体の調査研究事業等を対象とした「市町村合併推進事業費補助金」がある。これは、任意の協議会を含む合併協議会の活動や、住民団体による住民発議を旨とした調査・研究等の取り組みに対して、その事業費の二分の一を補助するものであり、合併協議会の活動に対しては、年間三〇〇万円を限度として、また、民間団体の活動には、二〇〇万円を限度として交付することとしている。

次に、「合併後の将来像に関する調査」の実施や、市町村や合併研究会等への助言、情報の提供がある。平成十年度には峡西地域の、平成十一年度には東山梨地域の「合併後の将来像に関する調査」を実施したところであるが、平成十二年度は、東八代地域と峡北地域において、関係市町村長の要請に応え、合併後の将来像調査を実施するとともに、知事と関係市町村長との意見交換の場を設けるなど、地域の盛り上がり即した取り組みを進めることとしている。

また、合併市町村に対する支援として、合併市町村に対する特例交付金制度の創設がある。平成十二年四月一日に、「山梨県市町村合併支援特例交付金交付要綱」を定めたところであり、合併に伴い緊急又は臨時に必要な様々な経費を対象に、二市町村では五億円、更に合併関係市町村数が一つ増えるごとに、一億円を加えた額を交付することとしている。

次に、自主的な市町村合併の推進に資するための、全庁的な支援体制の整備として、平成十二年四月二十日に総務部次長を会長に、主管課長をメンバーとする「市町

村合併推進庁内連絡会議」を設置したところであり、各部の連携の強化を、積極的に図っていく考えである。

最後に、市町村に期待されるものとして、合併について検討を進めること、住民とのコミュニケーションを図ること、隣接市町村との連携を深めること、コミユニティ

6

終わりに

以上が、「山梨県市町村合併推進要綱」の主な内容であるが、平成十二年四月二十八日には、同時に作成した「市町村合併ハンドブック」と併せて、市町村職員等を対象とした講習会を開催したところであり、

今後とも各種研修会や研究会などを通じて、市町村関係者や地域住民の理解が深められるよう努めるとともに、県内各地域の合併議論の進捗状況に応じ、推進要綱や平成十一年に改正された合併特例法を踏まえながら、自主的な市町村

イの活性化に努めることの四項目を上げ、また、コミユニティ組織が、住民と行政の繋ぎ役として、活発な議論の展開が図られるよう積極的に役割を果たすことを期待しているところである。

合併が実現されるよう、総合的に支援していきたいと考えている。

最後に、市町村合併は、自主的、主体的に進められるものであり、関係者の理解と支援がなければ効果を上げることができないものである。そうした意味からも、推進要綱を活用して市町村合併についての活発な議論が尽くされることを期待している。



# 委譲事務交付金制度の概要について

市町村課行政選挙担当 主事 上原 良子

県から市町村への委譲事務の処理に必要な経費については、従来から委譲事務交付金としての財源措置を行ってきたところであるが、この交付金制度は、創設以来約二十年が経過し、交付金算定・配分方法が実状と齟齬をきたすなど、制度に対する改善要望も市町村から多くあげられていた。このため、新たに、事務処理の特例に関する条例が施行され、地方分権の幕開けともなる本年四月にあわせて、交付金制度の全体的な見直しを行ったところである。

本稿においては、今回の見直しの内容を説明するとともに、今後の円滑な権限委譲のためにも、委譲事務交付金制度の概要、つまり、どのような仕組みで委譲事務交付金が算定されているのか、また、市町村にはどのような基準で配分が行われているのかについて紹介することとした。

## 1 委譲事務交付金の対象となる事務について

事務処理の特例条例により委譲される事務の処理に要する経費については、地方財政法の規定により、全て相当の財源措置が行われなければならないとされている。ところが、平成十一年四月一日現在では、委譲されていた三十六事務のうち、財源措置がなされていない事務が五事務存在した。

これは、これまで事務処理実績がほとんど無く、事務がほとんど生じないと見込まれる等の理由に

よるものであった。しかし、事務が生じないであろうという推測だけで、財源についての必要な措置を行わないで良い理由にはならず、また、今後の地方分権の推進のためにも、当然、何の財源措置もない事務を市町村に委譲することはできないと考えられた。これらのことから、平成十二年度より、「事務処理の特例制度」で市町村の事務とされるものについては、全て相当の財源措置を行うこととした。

## 2 委譲事務の処理に必要な経費の算定方法について

委譲事務についての委譲初年度の必要経費（交付金予算額）は、その事務に係る人件費と物件費の総額によって算出される。

（別紙 委譲事務交付金所要額積算表参照）

### （1）人件費の算定

人件費は人役に市町村職員の平均給与年額を乗じた金額で求められる。この人役とは、一年間でその委譲事務を処理するために必要とされる平均人員数であり、委譲事務一件の平均処理時間に過去三年間の実績処理件数の平均を乗じ、職員一年間の勤務時間二、〇八〇時間で除した数値で求められる。この人役値に、市町村職員平均給与年額を乗ずることにより、一年間にその委譲事務を処理するために必要な人件費が算出される。

市町村職員の平均給与年額については、これまで、昭和五十六年当初に設定した額に毎年の給与実

態調査による対前年度伸び率を乗じて算出していた（平成十一年度使用額・四、七四〇千円）。しかし、この額は、平成十一年四月一日付けで調査した給与実態調査による普通会計職員平均給与年額六、三三二千円とかなり乖離していたため、今回、実態に即した見直しを行うこととした。この結果、平均給与年額は、前記の普通会計職員平均給与年額六、三三二千円を使用し、今後についても、毎年、直近の給与実態調査による普通会計職員平均給与年額に置き換え、交付金予算額を算定することとした。

ただし、この方法では、過去三年間の処理件数が0件となる場合については、予算措置がなされないこととなってしまったため、特例条例により委譲される事務については、算出の特例として、

① 確認できる過去実績がある場合は、その中で最も多い処

理件数

② ①がない場合は、今後想定される事務処理件数

③ ②が想定されない場合は、最低限の財源措置として事務処理件数1件分の処理件数

を年間処理件数として計上することとした。

(2) 物件費の算定

物件費は、その委譲事務1件の処理に必要な、旅費、役務費、需用費に前述の平均実績処理件数を乗じた額である。ただし、この物件費には、委譲事務以外の事務にも区別なく使用されるボールペンやコピー用紙等は含めず、あくまでもその委譲事務のみに使用される物品（証明書用紙）や現地調査等が事務処理上必須である場合の旅費を計上する。

また、物件費の毎年のベースアップについては直近月の甲府市消費者物価指数の対前年度伸び率を当初算定額に乗じて算出する。

3 委譲事務交付金の市町村への配分について

2では、各委譲事務項目ごとの処理に必要な年間経費の算出方法について説明したが、ここでは、この経費の市町村への配分方法について述べる。

市町村への経費配分方法について細かい規定を定めているのが、山梨県委譲事務交付金交付要綱で

(3) 手数料を徴する事務の交付金予算額算定方法

手数料とは、その役務の提供等による経費相当額である。このため、市町村で手数料を徴収する委譲事務について、県から委譲事務交付金を更に支給することは、事務処理に必要な経費の二重払いとなる。

このため、県が委譲前に手数料を徴収していた事務については、(1)(2)により求めた必要経費から手数料徴収見込み額を控除し交付金の積算を行うこととした。多くの場合、一事務に係る経費は手数料額となるため、交付金予算額は0円となるが、委譲事務項目の内容が、手数料に係る事務以外の事務も含んでいる場合はその差額が交付金予算額となる。

ある。この交付要綱では、交付対象を「委譲事務を処理する市町村」としており、「特例条例で規定されている委譲対象市町村」と必ずしも一致しないということに注意しなければならない。例えば、委譲事務項目の一つである「準用河川における境界の確定」は、特例

ある。この交付要綱では、交付対象を「委譲事務を処理する市町村」としており、「特例条例で規定されている委譲対象市町村」と必ずしも一致しないということに注意しなければならない。例えば、委譲事務項目の一つである「準用河川における境界の確定」は、特例

条例では各市町村に権限委譲されているが、交付要綱では交付対象市町村は「準用河川の存する市町村」としている。これは、準用河川が存在しない市町村では、そもそも事務が生じないためである。また他にも、委譲事務項目「土地区画整理事業施行区域内の建築行為等の許可」は、土地区画整理事業施行区域が存在しない市町村では許可事務が実質的に生じないため、権限は各市に委譲されているが、交付対象市町村は、「土地区画整理事業施行区域の存する市町村」としている。

(1) 市町村へ配分する額の算定方法

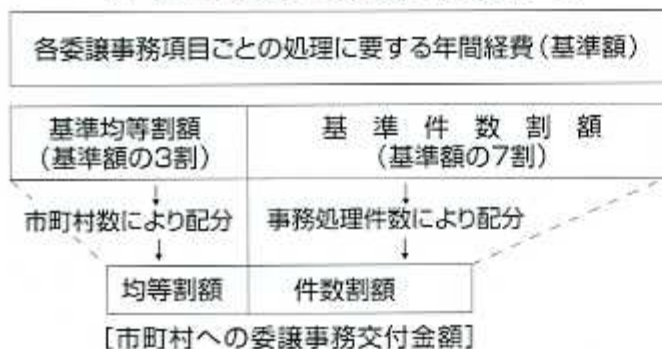
ア 均等割額と件数割額

交付要綱では、2で求めた各委譲事務項目ごとの処理に要する年間経費（交付金予算額）を、「基準額」と呼んでいる（交付要綱第四条）。また、市町村への交付金額は、この基準額の範囲内で配分される均等割額と件数割額の合計額（交付要綱第三条）としている。

この均等割額とは、毎年度恒常的にある程度の処理件数のある事務について、ある年度の処理件数が偶然0件となっても、人員や物品の配備が必要なことから、市町村に一律交付する額であり、また、件数割額とは、その市町村が前年度に処理した件数に応じて配分される額である。このように、市町村への交付金額は、均等割額と件

数割額の二種類となる。このため、まず、交付対象市町村への「基準額」の配分にあたっては、この「基準額」を交付対象市町村へ配分される「均等割額」と「件数割額」のそれぞれの総額となる「基準均等割額」と「基準件数割額」に分けることとなる。この「基準均等割額」は、全交付対象市町村間で均等に配分され、また、「基準件数割額」については、全交付対象市町村の前年度処理件数で割り戻し、当該市町村の処理件数を乗じた金額が当該市町村に配分される。それぞれ算出された金額の合計が当該市町村への当該年度の委譲事務交付金となる。（左図参照）

【 図 市町村への配分イメージ (均等割額3割、件数割額7割の場合) 】



・当該市町村の均等割額＝基準均等割額／交付対象市町村数  
 ・当該市町村の件数割額＝基準件数割額／交付対象市町村の前年度処理件数×当該市町村の前年度処理件数（※）

（※ただし、前年度と前々年度の合計処理件数としている事務項目もある。）

均等割額と件数割額の配分割合については、均等割額三割、件数割額七割である事務項目が多いが、これまで、委譲事務処理件数の実績がなく、また事務処理件数が想定できない事務項目については、均等割額は、職員の常時配置に対して支給されるものであるため、件数割額のみ配分（基準額の十割を件数割額として配分）としているものもある。

この市町村配分方法については、今回見直しを行っている。これまでは、均等割額、件数割額の他に基準額の二割に相当する調整額を設けていた。基準件数割額を市町村の全処理件数で割り戻すと一件あたりの処理金額が算出されるが、この金額はその年度の処理件数の増減により変化することとなる。調整額は、この一件あたりの処理金額の激変緩和を図るものであり、前年度の委譲事務処理件数が前々年度の処理件数の二分の一以下となるような著しい不均衡が生じた場合に（前年度の委譲事務処理件数がない場合を除く）、均等割額

に含め、その他の場合は件数割額に含めて算定し一件あたりの処理金額が二倍以上に激変するのを防いでいた。しかし、調整額については、

① 一件あたりの処理金額の激変は緩和されたとしても、調整額が均等割額に含まれ、結局は対象市町村に配分されるため、根本的な改善にはならない。

② 調整額が均等割額として、事務処理件数のない交付対象市町村にも配分されてしまうことのは非。

③ 委譲事務ことの均等割額、件数割額、調整額の算定割合が毎年の処理件数の状況によって異なるため、配分方法が複雑になっている。今後の委譲事務項目の増加に対しても正確な制度運用を続けていくためには簡潔で効率的な制度である必要がある。

などから、この調整額を廃止することとし、今後は、一定の間隔で処理実績件数をもとに、基準額の見直しを行い、事務の増減傾向に対して、より実態に即した基準額へ修正を行うことに対応することとした。

イ 事務委譲後に市町村が手数料を徴収することとした場合の交付の方法

県が委譲前に手数料を徴収していた事務については、1の（3）

でも述べたように必要経費から手数料徴収見込み額を控除し基準額の積算を行っている。

しかし、ここで問題が生じる。それは、事務処理の特例制度により委譲される事務は当該市町村の事務となり、また、機関委任事務の廃止に伴い地方公共団体手数料令及び個別に手数料を定める法令が廃止されたことで、手数料の徴収の有無及び手数料額のいずれも、その事務を行う市町村の判断に任されることとなったことである。

つまり、県でこれまで手数料を徴収していなかった事務について、委譲後に手数料を市町村が独自に設定することができ、A市は手数料を二〇〇円、一方、B市はこれまでどおり手数料を徴収しないこととした場合、上述のような方法で配分を行うと市町村間に著しい不均衡が生じることとなってしまふ。

このため、このような場合の市町村への交付額は、知事が別に定める算定方法によるものとした（交付要綱第三条第三項）。具体的には、毎年度の基礎数値報告書の中で、手数料の徴収の有無及び金額を確認し、その市町村の当該委譲事務の交付金の金額から、当該手数料金額を控除することとなる。

（2）交付金件数割額算定基礎数値の内容と報告

今回の改正では、全ての交付金算定基礎数値を県市町村課に報告

することとした。

これまでの委譲事務の処理件数については、一部を市町村、その他を県委譲事務担当課からの報告によって算定していた。県委譲事務担当課報告分の委譲事務処理件数については、県担当課から市町村の担当課に直接処理件数の照会を行っているが、市町村から直接県市町村課が報告を受けているわけではないため、「県では何の数値を基に交付金の算定を行っているのか」「本当に市町村の実績を基に交付金を算定しているのか」という疑問が生じ易い状況となっていた。これらのことから、市町村から全ての委譲事務について一括した様式で報告を行えるように改正を行った。また、報告対象となる事務処理内容についても整理を行い、事務内容の根拠法令等を明記し、一件の事務処理の範囲を明らかにした。

また、事務処理件数以外の指標（許可施設数・小売業店舗数）を算定基礎としていた委譲事務について、市町村から、「処理実績を委譲事務処理件数としてほしい」との要望があり、委譲事務の処理に係る経費としては、施設等の保有件数ではなく実際に事務処理を行った件数で額を算定すべきであると考えられることから、今回、算定基礎数値の全てを事務処理件数とした。



先にも述べたように、人件費・物件費の算出については、これまで市町村から実態を反映していないとの不満が寄せられていた。そのなかで、委譲事務の必要経費を算定する際に用いられる処理時間の算出については、「県で算定する事務処理時間ではなく、市町村の事務処理時間を用いるべきである」との意見もあった。このため、試みにいくつかの事務の処理時間を実際に一部の市町村で積算してもらったが、市町村間でかなりのばらつきがあり、検討の結果、客観的・合理的な積算は困難であると判断された。

しかし、市町村が処理することにより、県が処理した場合に必要な人役及び物件費等に変動が生じる場合や、年を経るごとに処理件数が増減することが考えられることから、今後より客観的・合理的な人役等の算出方法を検討していく必要があると考えられる。

また、この交付金制度全体について、より実態に即した精度の高い委譲事務交付金とするため、三年に一回程度の見直しを行っていただきたいと考えている。

地方分権が進むなか、県から市町村への権限委譲は、住民の利便性の向上と総合的な行政運営の主

## 山梨県委譲事務交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成11年山梨県条例第47号)第2条の規定により市町村が処理する事務のうち別表第1に掲げる事務(以下「委譲事務」という。)に要する経費に対し、交付金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の交付)

第2条 委譲事務を処理する市町村(以下「交付対象市町村」という。)に対し、交付金を交付する。

2 前項の交付金は、別表第1に掲げる事務番号(以下「事務番号」という。)1から52及び54から55の事務については毎年度、事務番号53の事務については平成12年度を初年度とする隔年度ごとに予算の範囲内において交付する。

### (交付金の額)

第3条 交付金の額は、均等割額及び件数割額の合計額とする。ただし、当該合計額に1,000円未満の端数を生じた場合においては、四捨五入することを原則として予算の範囲内で端数整理をするものとする。

2 前項の均等割額及び件数割額は、別表第1の算式により、委譲事務ごとに算定する。

3 前項の規定にかかわらず、交付対象市町村が手数料を徴収する委譲事務に対する交付金の額は、知事が別に定める算定方法によるものとする。

### (算定に用いる数値)

第4条 前条第2項の算定に用いる数値は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 基準額          | 交付対象事務ごとに毎年度知事が定める額    |
| (2) 前年度委譲事務処理件数  | 別表第2に掲げる事務を前年度に処理した件数  |
| (3) 前々年度委譲事務処理件数 | 別表第2に掲げる事務を前々年度に処理した件数 |

### (報告書の提出)

第5条 市町村長は、毎年4月末日までに、前年度における事務処理件数及び手数料収入額について、別記様式第1号による報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

### (交付金の決定及び交付の時期)

第6条 知事は、市町村ごとに交付すべき交付金の額を毎年6月末日までに決定し、別記様式第2号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により決定した交付金を毎年7月に交付するものとする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年度に限り、第4条に規定する前年度及び前々年度委譲事務処理件数のうち事務番号8、12から16、30、31、43から49、53及び54の事務並びに事務番号17のうち富士吉田市及び山梨市に係る事務については、予想事務処理件数を用いて算出するものとする。

3 平成12年度に限り、第5条に規定する報告すべき前年度における委譲事務処理件数については、次に掲げる処理件数とし、これを第4条の前年度委譲事務処理件数とする。

- (1) 事務番号1から7、9から11、18から29、38から42及び55の事務並びに事務番号17のうち甲府市に係る事務については、これに対応する従前の市町村長に対する事務委任規則(昭和56年山梨県規則第6号)別表に掲げる事務の平成11年度の処理件数
- (2) 事務番号32から37の事務については、これに対応する改正前の山梨県都市計画法施行細則(昭和46年山梨県規則第25号)第15条に掲げる事務の平成11年度の処理件数
- (3) 別表第1に掲げる事務番号50から52の事務については、これに対応する改正前の山梨県公害防止条例施行規則(昭和51年山梨県規則9号)第36条に掲げる事務の平成11年度の処理件数

(※ 様式、別表は省略。)

体として、市町村の自治能力を高めるといふ観点から、今後も県と市町村の合意を基に進められていくと予想される。そのため、県では委譲事務を処理するために不可欠な要素である委譲事務交付金の制度について、内容を透明なものとし、市町村において本制度に対する疑問や不安が生じないようにしたいと考えている。そして、より良い委譲事務交付金制度を作り上げていくためにも、本制度に対し御質問・御要望等がある場合は当課まで御連絡いただければ幸いです。

別紙 委譲事務交付金所要額積算表

委譲事務名  
担当課名

交付金予算算出方法

○ 各委譲事務ごとの交付金予算額=人件費(①)+物件費(②)

①人件費=1件当たりの処理時間A×年間処理件数C÷2,080時間(年間勤務時間)×給与実態調査による普通会計職員平均給与年額

②物件費=1件当たりの物件費(一般的な事務費を除く)B×年間処理件数C

1 交付金の算定

① 人件費積算基礎数値

○事務処理の流れが分かる資料を添付し、その事務の内容に依り下欄に記入すること。

A 【通常事務】：委譲事務項目のうち、指図命令 勧告等通告は想定されない事務以外のもの

【事務処理の内容】	【1件当たりの処理時間】	【従事人数】	【延べ時間】
・(例)届出等の受理	分	人	分
・(例)届出等の審査	分	人	分
・(例)証明書等の作成	分	人	分
・	分	人	分
・	分	人	分
・	分	人	分

1件の総処理時間(A) = 分  
= 時間

(参考)  
【臨時の事務】：委譲事務項目のうち、指図命令 勧告等、通常は想定されない事務

【事務処理の内容】	【1件当たりの処理時間】	【従事人数】	【延べ時間】
・	分	人	分
・	分	人	分
・	分	人	分

計 = 分  
= 時間

2 物件費の算定基礎数値

○当該事務の処理にのみ使用される物品、通信運搬費、及び現地調査費等の経費を記入すること

区分	内容	1件当たりの金額	区分	計
備置費	・(例)証明書等の印刷	円		
	・	円		
	・	円		
役員費	・(例)証明書等の郵送	円		
	・(例)県庁への連絡費	円		
	・	円		
その他	・(例)現地調査費	円		
	・	円		
	・	円		
合 計				円(B)

※必ず現地の調査を伴う事務については850円を1件当たりの金額欄に記入する。(交付税係数準拠)

3 交付金の算定

C ○過去3年間の通常事務の処理件数

年度	H	H	H	平均(C)
件数				

平均(C)は、小数点以下を切り捨てること

※ 過去3年間の処理件数が0件である場合、確認できる過去実績で最も多い件数を記入する。また、その件数も0件である場合は、今後事務が発生することが想定されるならば、その想定件数を平均欄に転記し、推計できなければ1を平均件数欄(C)に記入する

① 人件費の算出

人件費 = (A) × (C) = 2,080時間 × 6,332円 = 円(D)

(A) × (C) ÷ 2,080時間は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第3位まで求める。

② 物件費の算出

物件費 = (B) × (C) = 円(E)

③ 交付金予算額

各委譲事務ごとの交付金額 = (D) × (E) = 円

4 事務に係る手数料

手数料の名称	根拠法令等	税額率等	金額
			円
			円
			円
			円

# 過疎地域自立促進特別措置法と それに伴う過疎対策について

市町村課企画振興担当 主任

植村 武彦

我が国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和四五年に最初の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、昨年度までに三回の過疎立法による過疎対策が行われてきた。

そして去る平成二年三月二十四日に四回目の過疎立法となる「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「新過疎法」という。）が成立し、同年四月二日から施行された。

そこで、この新過疎法とそれに伴う過疎対策の概要を整理する。

## 1 法律の目的・目標

今回の新過疎法は一〇年間の時限立法である（平成一二年四月一日から平成一二年三月三十一日まで）。これは過去三回の過疎立法においても同様であり、失効期限の延長をせずに、一〇年ごとに内容を見直し、新たな法律として立法措置されている。

これまでの過疎法の視点は、その法律の名称にあらわされている。すなわち、昭和四五年当時は過疎問題が社会問題として認知され、「緊急」的に特別措置を講じ、そ

の一〇年後は地域の「振興」を図り、さらにその一〇年後は地域の活力の低下に着目し、地域の「活性化」を図っていくことが表現されている。そして今回の新過疎法では、法律の名称にうたわれているとおり「自立促進」が新たな視点となっている。

この新たな視点を踏まえて、過疎立法の目的として、これまでの「住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正」に加えて「美しく風格ある国土形成」という事項

が新たに規定されている。これは、過疎地域の自立促進により同地域が持つ自然や歴史・文化などの豊かな地域資源が活用され、その結果として国全体の「美」や「風格」が形成されるというものである。また、過疎地域自立促進のため

の対策の目標として、これまでの目標に加えて「起業の促進」「過疎地域の情報化」「地域間交流の促進」「美しい景観の整備」「地域文化の振興等」などの事項が新たに規定されている。

## 2 過疎地域の要件

過疎地域は、次の「人口要件」と「財政力要件」をいずれも満たす必要がある。

①人口要件（いずれかに該当）

（昭和三五年～平成七年）

ア人口減少率三〇％以上

イ人口減少率二五％以上かつ

高齢者比率二四％以上

ウ人口減少率二五％以上かつ

若年者比率一五％以下

（昭和四五年～平成七年）

エ人口減少率一九％以上

※人口 国勢調査人口

高齢者（比率） 六五歳以上

若年者（比率） 一五～二九歳

アイウの場合には昭和四五年～

平成七年に一〇％以上人口が増加した団体を除く。

②財政力要件

平成八～一〇年度の三ヶ年平均の財政力指数〇・四二以下

※公営競技収益が一三億円以下の団体に限る。

この過疎地域の要件により公示された市町村（以下「過疎市町村」という。）は、本県の場合次のとおりである。

牧丘町、三富村、芦川村、下部町、飯沢町、中富町、早川町、身延町、富沢町、芦安村、須玉町、白州町、武川村、道志村、小菅村、

丹波山村（計一六町村）

一方既に失効した「過疎地域活性化特別措置法」（以下「旧過疎法」という。）に基づき公示されていた市町村のうち、新過疎法に基づく過疎地域には該当せず、後述する激変緩和措置の対象となる市町村（以下「特定市町村」という。）は、本県の場合次のとおりである。

大和村、豊富村、上九一色村、南部町、明野村、高根町（計六町村）

### 3 計画制度

過疎地域の自立促進を図るための施策は、国、県、市町村の三者が一体となって総合的かつ計画的に実施する必要がある。

そこで新過疎法は、まず県が計画の基本となる「過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を策定し、この自立促進方針に基づいて「過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）」及び「過疎地域自立促進都道府県計画（以下「県計画」という。）」を策定するよう求めている。

「自立促進方針」は、県が行う過疎対策の大綱であるとともに、市町村計画及び県計画の策定指針となるものであり、県が内閣総理

なお、過疎地域の要件の考え方は、「追加入学はあっても途中退学はない」ことが特徴である。つまり、既に公示された市町村については一〇年間過疎地域であり続け、現在過疎地域として公示されていない市町村であっても、平成一二年の国勢調査の確定人口により要件を満たした場合には追加公示が行われることとなる。ただし、この際の要件は、例えばアの場合「昭和四〇年～平成一二年の人口減少率が三〇%以上」と読み替えて適用される。

大臣に協議し同意を得た上で策定するものである。

「市町村計画」は、過疎市町村の自立促進を図るための総合計画・地域計画としての性格を備えたものであり、当該市町村が議会の議決を経て策定するものである。

「県計画」は、過疎市町村に協力して県が講じようとする措置の計画であるが、これは、県が自ら行う事業について策定するものであり、市町村計画と県計画はその性格及び内容につき重複し競合するものではなく、それぞれの役割を分担しあうものである。

なお、これらの方針・計画については前期・後期（いずれも五年間）に分けて策定することとされ

ており、前期分については過疎市町村だけではなく特定市町村も同

様に策定することとされている。

### 4 具体的施策（主なもの）

【国庫補助率のかさ上げ】

新過疎法では次の施設への補助金のかさ上げが規定されている。

・統合に伴う小中学校金庫等

・保育所

・消防施設

・統合に伴う教職員住宅

なお、この他小中学校危険建築物改築や普通林道開設事業等他法令及び要綱等で補助率のかさ上げをしている事業もある。

【過疎対策事業債】

過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）は、原則として対象事業費の一〇〇%に充当でき、資金は全額政府資金で償還は一二年（据え置き三年）、元利償還金の七〇%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるという非常に有利な起債であり、これまで過疎地域の公共施設整備等に大きく貢献してきた。

対象事業は次のように広範な分野にわたっているが、対象となる具体的な施設の内容については、毎年自治省が定める「過疎対策事業債取扱要領（以下「要領」という。）」で詳細に規定されている。

・産業振興施設

（産業道路・農道・林道、地場

産業施設、観光レクリエーション施設等）

・交通通信施設及び情報化施設

（集落間道路・農道・林道、電気通信施設等）

・厚生施設及び医療施設

（下水道施設、消防施設、高齢者福祉施設、保育所、診療施設、簡易水道施設等）

・教育文化施設

（統合に伴う小中学校関係施設、公民館、集会施設等）

・集落再編整備

（定住促進団地（用地・造成）、当該団地の生活関連施設等）

※以上は従来から対象となっていた施設

なお、新過疎法及び今年度の要領により次の施設が新たに対象となっている。

・介護老人保健施設

・市町村保健センター

・地域文化の振興施設

・都市との交流施設

・定住促進住宅（賃貸のみ）

また、過疎債の充当率は原則一〇〇%であるが、次の施設のように例外的に別の充当率が定められている施設もある。（そのうち一部は今年度から充当率が変更され

たもの。ここでは主なものを紹介)

- ・下水道施設 (五〇%)
- ・簡易水道施設 (五〇%)
- ・介護施設 (五〇%)
- ・定住促進住宅 (七五%)

なお、過疎債の充当にあたっては、対象事業が市町村計画に記載されている必要がある。

#### 【県代行】

この県代行制度は県が広域的な県道等本来県が行うべき事業を実施することとは異なり、過疎市町村が本来整備すべき市町村道や公共下水道等を過疎市町村に代わって県が自らの負担で行うことができるという制度である。(公共下水道については過疎市町村から負担金を徴収することができる)

この県代行の対象となる事業は次のとおりである。

- ・基幹道路
- ・(基幹的な市町村道・農道・林道)
- ・公共下水道
- ・幹線管渠、終末処理場、ポンプ場)

なお、県代行業の実施にあたっては、対象事業が県計画に記載されている必要がある。

#### 【その他の特別措置】

以上の施策以外にも次のような特別措置が講じられている。

- ・行政上の特別措置
- ・(医療の確保、高齢者の福祉の増進、交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、教育の充実に関する配慮、地域文化の振興等に関する配慮、農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用)
- ・金融措置
- ・(農林漁業金融公庫等からの資金貸付、中小企業に対する資金の確保、住宅金融公庫等からの資金貸付に関する配慮)
- ・税制措置
- ・(所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例、所得税・法人税に係る減価償却の特例、特別土地保有税の非課税措置)
- ・地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置
- ・(製造業、旅館業、ソフトウェア業(以上、事業税・不動産取得税・固定資産税)、畜産業、水産業(以上、個人事業税))

## 5 合併の場合の取り扱い

旧過疎法では、合併した場合の取り扱いとして、いわゆる「みなし過疎」(市町村の廃置分合によ

り設置された又は境界変更があった市町村が総理府令に定める要件に該当する場合は過疎地域とみな

すもの)の制度があるだけであった。しかし、この「みなし過疎」制度だけでは合併の場合の取り扱いとしては不十分であることから、新過疎法では、過疎市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村が過疎地域の要件又は「みなし過疎」の要件に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち旧過疎市町村の区域を過疎地域とみなすこととしている。

## 6 激変緩和措置

2で説明した特定市町村は、直前まで旧過疎法による特別措置(過疎債、県代行等)を受けており、そのすべてが一度になくなった場合には非常に大きな影響が出ることから、新過疎法では次のように五年間の激変緩和措置を講じることとしている。(これらの措置は旧過疎法の激変緩和措置に比べて充実したものとなっている。)

- ・国庫補助率のかき上げ
  - ・県代行
  - ・(新規事業も含む)
  - ・過疎債
  - ・(財政力指数が未満の市町村のみ)
- なお、過疎地域を対象とする他法令による補助・予算補助等についても一定の激変緩和措置が講じられている。

## 7 終わりに

以上のとおり新過疎法における過疎対策のための特別措置は非常に多岐にわたっているため、これらの特別措置を十分研究して過疎地域の自立のために有効に活用していただきたい。

なお、本稿の読者は過疎対策に直接関わらない方が大半であるため、例えば本県では関係しない漁港についての部分を簡略化する等「わかりやすさ」を重視した記述としたので御承知願いたい。

# 公共下水道の利用促進を図るための 条例整備についての検討

市町村課行政選挙担当 副主査 中山 晃彦

地域環境保全、なかんずく公共用水域の水質保全への関心の高まり、また社会資本の充実強化のかけ声のもと、下水道事業が進められている。しかしながら、供用開始後の排水設備の設置の進み具合は？ 国・地方財政の悪化が指摘される中、早期に使用料収入を確保して維持管理費を100%回収し、資本費の回収も図らねばならない。

地域の環境保全、市町村財政、いずれも地域住民自らの問題となる。地方分権一括法の成立により、何もかも法律で決まってしまうということから、別れを告げなければならない。

## 1 はじめに

河川、湖沼などの公共用水域の水質保全への関心が高まる中、公共下水道が果たす役割は極めて重要になってきている。しかしながら、せっかく公共下水道が供用開始されても、一般家庭における排水設備の設置が進まず、公共下水道の利用が十分に図られていない、という問題が発生している。個人

の投資を伴うものであるが、このような状況を放置すれば、供用が開始されると速やかに排水設備を設置する真面目な住民に不公平感を生み、住民のモラルの低下をもたらす結果になり、ひいては、公共下水道事業への信頼が揺らぎかねない問題を内包している。一方、下水道事業は、計画段階から供用開始まで長い年月と莫大

な建設費、また供用開始後は維持管理費、建設時に借り入れた地方債の元利償還などにより、市町村の財政負担は年々増大する。県内六十四市町村のうち農業集落排水事業などを含めて下水道事業に取り組んでいる市町村は五十九市町村にのぼり、全ての市町村で一般会計から下水道会計への繰り出しが行われ、その額は平成十年度決

算で総額一五三億円に達し、今後益々増加するものと思われ、市町村の財政圧迫要因のひとつとなる。

そこで、ここでは公共下水道の適正な利用を図る観点から、排水設備の設置の促進を図り、ひいては市町村の財政負担が少しでも軽減されるための立法措置について検討する。

## 2 検討事項

ここでは、建設省の標準下水道条例を例示しながら検討していく。  
(1) なぜ排水設備が設置されないのか？

下水道法では、公共下水道の設置その他の管理に必要事項は、条例で定めることとされている(下水道法第二十五条)。この規定に基づき、市町村では下水道条例を制定している。(標準下水道条例もこの規定に基づいている。)下水道法第十条の規定による排水設備

の設置の義務に関する規定も、公共下水道の設置その他の管理に関する事項として、市町村条例で具体的な内容を規定している。

下水道法第十条においては、公共下水道の供用が開始された場合、当該区域内の土地所有者等は、遅滞なく、排水設備を整備しなければならない、と規定している。この下水道法の規定に基づき、「遅滞なく」を標準下水道条例第三条では、供用開始日から〇〇日以内

とし、設置期限について市町村の実情による具体化を図るべく規定している。

県内の市町村下水道条例を概観すると、下水道法にいう「遅滞なく」と規定している条例、具体的な期日を定めていない条例がほとんどであり、具体的な期間を定めている甲府市、石和町、御坂町などは六月以内、勝沼町、田宮町、一宮町などは一年以内、長坂町などは三年以内となっている。

ところで、具体的な期日を定め、その期間内で排水設備の設置を義務づけている規定がありながら、なぜ接続が促進されないのか。これには次の理由が考えられる。

一点目としては、長坂町などの条例で「三年以内」という規定が、下水道法の「遅滞なく」が意味する、事情の許す限り出来るだけ早くという趣旨に照らして、長すぎるとはならないか。そのため早く整備しようという住民の動機付けになっていないのではないかと。

二点目は、甲府市などの条例で「六月以内」という規定は、早く整備しようという住民のある程度の動機付けになっていると思われるが、その実効性を担保するため措置（罰則等）が整備されていないからではないかという点にある。

### (2) 期間設定の検討

ここでは、早期に排水設備を設

置しようとする住民への動機付けを最大にする期間の設定について検討する。

まず、長坂町などの条例で規定している「三年以内」は、早期に整備しようという動機付けを住民に与えるのには長すぎると思われる。

下水道法にいう「遅滞なく」の意味は、一般的に、即時性が強く要求されるが、その場合でも、合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されており、すなわち事情の許す限り最も速やかにということである（「逐条解説 下水道法」ぎょうせい刊）、とされている。長坂町などの条例では、即時性を強く要求される通常のケースと、合理的な理由に基づく遅滞を特に区別しないで、一律（最大限）三年以内と規定している。

仮に、通常のケースと合理的な理由がある場合とを分け、合理的な理由を特定し、合理的な理由に該当する場合は、期間の延長を認めるとしたならば、通常のケースの三年以内という期間は短縮できると考えられる。

また、この点について、下水道法が、公物法としては極めて特異な「利用の強制」の規定をおく趣旨は、公共用水域の水質保全等の重要性のためであり（「逐条解説 下水道法」）、この観点からも、「遅滞なく」は、可能な限り短い期間とするのが合理的な運用とい

える。

ところで、どのような場合が合理的な理由があるとして遅滞が認められるかであるが、机上では天災地変、新增改築等により期間内に工事が終了しない場合、土地区画整理事業の事業認可区域内で住宅移転が確実な場合、期間内に転居等が確実な場合などが考えられるが、地域の実情に応じて特定されたい。

次に、通常の場合の時間的許容範囲である期間の見直しである。見直しに当たっては、期間の根拠を明確にする必要がある。その場合、工事発注の手続きに要する期間、工事発注から着工までの一般的な期間、工事に要する標準的な期間、養生から完成検査に要する期間、さらには融資を利用した場合、申し込みから融資の可否の決定までの期間等を通算した期間が根拠となるものと考えられる。各市町村では、過去の例から期間を算出する必要があるが、標準的に言えば一年あれば十分だと思われる。いずれにせよ三年という期間は短縮できると考えられる。期間設定に当たっては、下水道事業の目的及び趣旨を尊重するとともに期間設定の根拠を明確化する必要がある。下水道法を根拠に設置義務を規定していない条例、「遅滞なく」と規定している条例などは、

排水設備の設置に対する住民への動機付けが乏しいものとなってし

まう。

### (3) 罰則を科すことの妥当性

条例の実効性を担保するためには、罰則の裏付けを得てはじめて生きた条例となる。せっかく排水設備の設置を義務付けても、期待したような効果が上がらない場合は、罰則を科すことも検討する必要がある。

その場合、「法令に特別の定め」があり、明文で罰則を科すことを禁止したり、内容等を特定してないか。また、罰則を科す場合、違反事実が直接科すか、是正措置、指示や命令を経た後に罰則を科すか。さらに内容、量刑等が他の違反事実や他の法令等との均衡がとれているか、など検討すべき課題がいくつかある。

まず、罰則を科すことの可否についてであるが公共下水道の設置管理については自治事務であることから、条例で罰則を科すことは原則可能である。しかし、下水道法第十条違反には、下水道法第三十八条第一項の規定により下水道管理者（首長）に必要な措置を命令せしめ、それに違反した場合、下水道法第四十六条によりはじめに罰則を科すことになっている。

すなわち、市町村の条例で定められた一定の期限までに下水道への排水設備を設置しない者に対しては、下水道管理者（首長）がその設置工事を行うよう措置命令を出し、その命令に従わない場合、刑罰の

対象となる仕組みである。この場合、犯罪の構成要件はあくまで措置命令違反である。

したがって、排水設備を期限内に設置しないという義務違反に対して別途罰則を制定することは構成要件を異にし、可能である。これを条例で行うことも当然可能である。

次に罰則を科する場合は、違反事実に対して直接罰則を適用するか、是正措置・指示や命令を経た後に罰則を科すかについてであるが、期限内に排水設備を設置しない者に対する措置命令違反については、すでに、下水道法で罰則の対象としていること並びに下水道条例では他の違反事実に対して直接罰則を適用していることから、このケースについても直接罰則を科すことが妥当と考える。

三点目としては、同一条例内での他の罰則規定や他の法令及び条例での類似行為についての罰則規定との均衡にも考慮する必要がある。

標準下水道条例では、二十七条以下で罰則について規定し、排水設備等の計画の確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者などの違反行為に対しても五万円以下の過料に処する旨を規定している。(従前は公の施設の利用に関しては、自治法二百四十四条の規定を適用させ、過料を科していたが、先の自治法の改正により、

この規定は廃止され、自治法十四條三項に統合され、また、過料の上限も五万円に引き上げられている。)排水設備等の計画の確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者等排水設備に関する違反事実は条例で規定していることから、同様に排水設備の設置義務違反も条例で規定することが妥当と考えられる。また、罰則も過料を選択することが妥当と考える。

このように、下水道事業の目的を達成するためのひとつの手段として、市町村下水道条例において、供用開始後期限を定め、排水設備の設置を義務付け、違反者には行政上の秩序罰である過料を科することを検討してきた。しかしながら、地域住民に身近な市町村条例において過料を科し、なおも条例を遵守しない者に対しては、最も強力な法手段である刑罰の適用も検討する必要がある。つまり、下水道管理者(首長)が必要な措置を命じ(法第三十八條第一項)、なおその命令に違反しているならば、法第四十六條の規定より一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金を科すということである。下水道条例に規定している義務違反が現実には発生した場合、最終的に最も強力な法手段である刑罰の適用がある旨を地域住民に知らしめる必要がある。行政としても公共の福祉の向上を妨げる悪質な者に対しては、告発も辞さずとの気構え

が必要である。最もこのような刑罰を適用するまでには、督促、最終通告、弁明の機会の付与などの手続きを経て告発ということになる。

④ 経過措置の必要性

次に経過措置についてであるが、改正条例施行前に違法状態にあった者等についての罰則の適用関係についての経過措置を置く必要がある。

⑤ 他制度との整合

土地改良事業等で行われる農業集落排水事業は、下水道法上の公共下水道に該当しないため、別に条例を定め規制する必要がある。(設置義務や過料を科することは、自治法第十四條第二項にいう権利義務規制に当たするため、必ず条例に規定する必要がある。)

3 標準下水道条例の改正案(改正後)(排水設備の設置)

第三条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から〇〇日以内

に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、市(町村)長の許可を得たときは、この限りでない。

- (一) 災害等のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (二) 家屋の建築のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (三) 土地区画整理事業の事業認可区域内で住宅移転が確実な場合
- (四) 期限内に転居等が確実な場合
- (五) その他特別の事情があるとき

市(町村)長が認めた場合

2 前項ただし書の規定により期限内に排水設備を設置できない

ことこの許可を受けようとする者は、

次の各号に掲げる事項を記した延長許可申請書を市(町村)長に提出しなければならない。なお、延長許可申請書には、期限内に設置できないことを証明する資料を添付しなければならない。

- (一) 申請者の氏名及び住所
- (二) 期限内に設置できない理由
- (三) 延長する期間
- (四) その他許可を得るに必要な事項

※期間は2―(2)を踏まえ検討する。

※免除する場合、一定の場合には除外する旨の規定をおくか、一定の場合には、本人の申請に基づいて免除する、二つの方法があるが、免除は禁止を解く例外的規定であることを



4 ま と め

行政によく見られがちなケースとして、条例の立案や決定までには、精力を注ぐが、条例ができてしまうと、それで事足りりということがある。条例制定自体は問題解決のためのスタートラインである。条例制定後も、何のために条例を制定、あるいは改正したのかという原点に常に立ちかえり、条例の効果を上げるために、繰り返し返

し住民へのPR、また適切な運用（特に過料を設けた以上、違反行為には必ず過料を執行するという毅然たる姿勢）、さらには運用を踏まえての条例の見直しなどの不  
断の努力が大切である。  
その場合、過料を科せられた者がなお、排水設備の設置を行わないような場合には、直接的な法的手段とともに社会的な制裁として

明確にするため、また例外規定に該当するか否かの判断は市（町村）長に留保されていることを明確にするためにも申請主義にすることが望ましい。  
※添付書類は、工事契約書、写真、転居する旨の会社等が発行する証明書、家屋等に使用しない旨の自己申告書等が考えられる。

（罰則）

第二十七条 次の各号に掲げる者は、五万円以下の過料に処する。

（一） 第三条の規定による期限内に排水設備を設置しなかった者

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十二年 月 日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に旧条例第三条に規定する工事に着手していない者については、施行日において下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条に基づく供用開始の告示があったものとみなし、この条例を適用する。  
※太字の部分追加部分である。

※その他

条例の改正と併せて、延長許可申請書の様式を規則で定める必要がある。（なお、この際、過料の額を自治法で認められた上限額の五万円以下に引き上げない場合は、併せて検討する必要がある。）

の公表制度の導入についても検討する必要がある。違反者の公表は、住民に対し直接に権利を制限し義務を課すものではないが、実質的には住民に何らかの不利益を課すものであるため、罰則を科す場合と同様な検討を要する。この場合、公表によって得られる公益と住民に課す不利益との均衡の程度や地域住民相互の信頼関係など、具体的に地域社会に対し、どのような影響を与えるか、検討のうえ条例化する必要がある。

条例の実効性を担保するため、まず違反者に対して秩序罰である過料を科し、社会的制裁としての公表を実施するもなお、条例を遵守しない者に対して、最終的に下水道法に基づく刑罰の適用を踏まえた手続きをとる必要がある。

一方、制裁だけでは、十分な効果は期待できない。他の行政的な手段と相俟って、相乗的な効果が期待できる。特に、今回、仮に排水設備の設置の期間の短縮や義務違反に対して罰則を科すとした場合、住民に十分な説明を行うことは言うまでもないが、指定業者制度を利用して住民が工事を発注した場合、期間内に工事が完了するような体制の整備を図ることも必要である。

また、排水設備の設置に要する経費についての補助金制度の創設や期間内に設置を終えた住民には、期間内の残りの期間の使用料を減免するなど誘導策の実施について併せて検討することも大切である。

参 考 標準下水道条例 (抄本)

第1章 (略)

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から〇〇日以内に当該排水設備を設置しなければならない。

(中 略)

(排水設備等の計画確認)

第5条 排水設備又は法二十四条第一項の規定によりその措置について許可を受けるべき排水施設（以下これを「排水設備等」という。）の新設等を行うとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。

(中 略)

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りではない。

(中 略)

第5章 罰則

(罰則)

第27条 次の各号に掲げる者は、五万円以下の過料に処する。

(1) 第五条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者

(2) 第六条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

(以下、略)

## 講演録

山梨地方自治研究会の  
地方分権一括法への取り組み

北海道町村会講演から(二〇〇〇・二・十五 於札幌)

秘書課 課長補佐  
(前市町村課 副主幹)  
小沼 省二

## 研究会の設立の狙い

本日は山梨地方自治研究会の取り組みについてお話しさせていただきます。山梨県には、人口一万人弱の町村が四十一町村もありまして、そのほとんどが職員数も一〇〇人以下です。このような本県の状況から、県としては、分権時代を迎えるに当たり、自治体、特に小規模自治体の法務能力をどのように高めていくかが課題として潜在的にあります。

このような中、本県では一昨年かから昨年にかけて贈収贈賄事件や住民監査請求が頻繁に起こり、市町村行政は非常に厳しい状況にあり、そうした状況を見るにつけて職員にもっと法律的な素養があれば、このような問題を引き起こさなかったのではないかとという気持ちを強く持ちました。

これから分権の時代を迎えるわ

けですが、最も大切なことは住民の信頼を得ることだと思っております。そのためには、日常的な法律の素養といえますが、法律にちよつと目を向けることが大切ではないかと考えています。

また、分権がいよいよスタートするわけですが、町村においても政策法務能力の強化が課題となっています。政策法務能力の強化については二つの問題意識を持っています。一つは今後、自主立法や自主解釈が非常に重要になってくることです。市町村が色々な制度を作る時に、県の市町村課へ相談にきます。でも、その際に市町村課の公式見解を尋ねられますと、市町村課としては国、県、市町村という縦のラインの中で物を考え、そのことが、新しい制度や新しい

解釈を生み出すパワーを弱めているような感じがいたします。

もう一つは、これからは市町村が条例なり、制度を作る時の相談を受けたり、一緒に考えていく場、リーガルサポートセンターといひましようか、市町村の法務を支援する組織が必要ではないだろうかということ。この二つの意識から、研究会の設立について町村会と市長会にご相談したところ、賛同をいただき、昨年七月に研究会を立ち上げたところです。

この研究会の狙いの一つは、市町村職員の法務的素養、リーガルマインドを涵養する場にしようということ。小さな町村では、職場に法律的な関心を持つ職員が二、三人いれば、かなりの影響があるのではないかと考えました。

また、今、研究会が行っている法律相談、助言、支援などの業務はこれからは町村会などが担っていく時代だと思えます。県と市町

村で利害が対立した時、研究会の場で解決していくことには限界がありますので、職員の育成を含め、これからの業務を徐々に町村会などへシフトさせていこうという狙いもあります。

研究会の課題の設定は必要性和実用性を重視して、市町村の要望により市町村が必要としている課題を取り上げることにしています。なぜなら、そのことが職員の勉強しようという意欲を生み出しますし、参加意識を高める実用性の高いものを取り上げることによって、これらの勉強を通して法律的な素養などを身につけられると考えるからです。今年には三つの課題について勉強しました。一つは地方分権一括法に対応しての条例整備、二つ目は、情報公開条例、三つ目は、県の事務処理特例条例についてです。

## 地方分権一括法への取り組み

地方分権一括法を取り上げたのは、市町村の方から非常に要望が多かったということです。県も何とかしなければならぬということとは感じておりました。当時の状況は五里霧中というか、暗中模索というか、市町村の方は非常に不安に思っていました。何をすればいいのだろう、どんな影響があるのだろうと、ほとんど見えない状況でみんな悩んでいたというのが実状ではなかったでしょうか。

もう一つの理由は、六月の下旬、地方分権一括法が成立する少し前、東京の二つの業者が「これから県内の市町村に一括法へ対応した例規の整備の委託受注の営業をするのだけど、一応ご承知おきください。」と私のところを訪れたことです。「どういう形でやるのですか。」と聞きましたら、市町村の例規集を借りて、洗い出しをして、条例案まで作成するというお話でした。

私は、この分権一括法に対応した例規の整備は、市町村にとっては大変な作業ですが、法律を勉強するのに非常にいい機会だと思っていましたので、業者委託では困るなと思いました。とは言っても営業活動をやめさせるわけにもい

きませんので、何とか先手を打とうと考え、それで、一括法成立後すぐに、拙速でもいいから影響を受ける例規を調べ上げようということにしました。その作業は一ヶ月程で終わりました。

まず、一つ目は法律の条項の移動に伴って条例を整備するという部分、二つ目が必置規制の緩和に伴って改正しなければならぬもの、三つ目が手数料令がなくなると条例化しなければならぬ手数料の調べ、それから改正自治法十

四条第二項の権利義務規制、この四つが一番大切だろうと思いましたが、研究会で洗い出しをしました。この作業分担ですが、本県では県が作った準則を準則集にして発刊していますので、その分野は私どもが担当し、町村会には大、中、小の町をピックアップ、また、市長会には県内七市に例規の洗い出しを依頼してもらいました。それから、研究会に参加している市町村の職員の方には自分のところの例規を調べてもらいました。

これらの作業の中で、一番問題になったのが権利義務規制の関係と手数料の関係です。権利義務と規制の関係は意外と早い段階に類型化できました。おおむね三つの

パターンに類型化できました。一つ目が行政行為の付款に当たるか、それとも新たに義務化するものかという点、二つ目は、庁舎管理、公物管理権の範囲内なのか利用規制に当たるのかという点、最後は、福祉関係に多い費用徴収の関係でした。この費用徴収の根拠は法律にあります。徴収額や徴収方法等は規則で定められています。この規則で定められているものを条例にしなければならぬのではな

いかと検討しました。まず最初に行政行為の付款か新たな義務化という点ですが、これは条例化しなければならぬものはあまりありませんでした。庁舎管理の範囲か利用権の制約なのかという点については、非常に微妙な条例が多く、またほとんどの町村は管理規則で利用規制をしていました。本県の市町村の場合、管理規則の中に使用料の減免まで規定していた町村が多く、研究会ではこの際条例化しようという方向になりました。

費用徴収については、地方分権推進本部から規則でいいという見解が示されましたが、費用の徴収が自治事務となった以上、条例で制定して明確化した方がいいだろうと判断して、研究会では条例化する方向になりました。

手数料については、項目に不明

なものが多いところがあったのですが、一番問題になったのは積算根拠をどうするかということでした。これについては地方分権推進本部で作成した「条例・規則の手引き」の中では、特に国が標準額を定めるものについて、国の標準額によらない場合は積算根拠を明らかにしなさいと説明されていたと思います。どんな整理をしようかと思っていたところ、研究会のメンバーの中から、国の標準額のまま議会に提案したとき、その根拠が説明できないのではないかと声があがりました。国が標準額を定めたらそのまま使うのか、この分権時代に何を言っているのかと議会に言われそうだということです。言われてみると、確かにそうだなと思われました。当然積算根拠は人件費や事務処理時間数を基に積算することになると思いますが、市町村によって給料も違いますから、これは標準額を基準としつつも各市町村で額は変わっていくのではないかとという話になりました。そこで、積算をしてみようということになったのですが、一月下旬まで標準額を定める政令がでませんでしたので、時間的に厳しい作業となり、断念せざるを得ませんでした。

また手数料の関係では、今まで手数料令を例にみると、手数料

令に定める額が交付税の収入額に算入されますので、下回った場合はその差額は市町村で負担しなければならぬのです。多分、今回の標準額も同様と考えられますので、この点からも、これ以上無理はできないと研究会では判断しました。

今回の条例整備に当たって国から流れてくる情報は非常に膨大な

## 研究会の成果

研究会での作業の成果についてですが、今まで地方分権推進本部、県市町村課、市町村という従来のラインの中では、この辺まで突っ込んだ議論をしなかったのではないかと思います。国がこう言っているからこれでいいよということとどめていたのではないかなと、私はそう思っています。今回の研究会の活動では、自主解散する余地や意識が少しは広がったのかな、そういう訓練ができたのかなと考えています。

研究の成果は、「山梨自治の風」という市町村向けの政策情報誌に掲載し、単発の情報紙は色紙を利用した分権情報のチラシを作り、市町村に提供しました。

メンバーの多くは、これらの活動を通して、法律的な関心が高ま

ものでしたが、そのうち市町村に関係があるものは一割程度なんです。あとは県の関係で、これが全体の九割も占めている。これをそのまま流しても市町村が読む必要のない部分なので、かなり大変な作業でしたが市町村に関係する部分だけを拾い出して市町村に情報として提供したのです。

り、法律、条例に目を向けるいいきっかけになったと話しています。

このほか、予想外の派生的な効果がありました。それは、この研究会の取り組みが、時事通信の「官庁速報」に紹介され、全国の町村から問い合わせが殺到し、情報を提供したそれらの市町村の方から逆に「法律の根拠はこの自治法ではなくて国民健康保健だよ」などと様々なアドバイスをいただいたことです。このことで、私は横の連携をうまく使えば小さい自治体でも法務能力の不足をカバーできると実感しました。また、研究結果をメンバーが持ち帰り、郡単位で勉強会ができ、共同で条例の整備をするという動きも生まれました。

## 研究会の課題

最後に、研究会の課題についてです。当初一〇人足らずでスタートした会ですが、今ではメンバーが三〇人に増えて、お互いをけん制し合うのか意見が出にくくなりました。まだ機能不全には陥っていませんので、和気あいあいと参加することを大切にやっていきます。

もう一つは、大学の先生との連携についてです。我々だけでは、能力の限界がありますから、大学の先生に研究会へ参加してもらうことが大事だと思っています。しかし、そのような形になると、市町村職員が研究会へ参加することのためにいろいろ可能性もあり、堅苦しくならない方法を考えるて行こうと思っています。

さらに、この研究会を条例についての県と市町村職員の協議する場に行かないかと考えています。自治法の改正により統一的な事務が県の役割から解除されたり、統制条例が廃止になりますので、四月以降、県が条例を制定するときには、市町村に相当な配慮が必要となります。分権時代は市町村が優先ですので、条例は一般的に地域特性、実状を踏まえて市町村が制定すべき事項が多くなると思

ます。

一方、未だに県の条例に違反した市町村の事務処理は無効だという条文も残っていますので、市町村側も条例を整備する際には県の条例との整合性を図る必要があります。今後、実務者同士が話し合っ、条例を作っていく作業がますます大事になってきますが、こうした場に研究会が利用されることを願っています。

(本稿は、北海道町村会が発行する「フロンティア一八〇」第三十三号に掲載された同会主催の政策シンポジウムでの講演録を、同会の御好意により転載させていただいたものです。)

## 苦言

時事通信社甲府支局  
渡部 裕子

県内のある自治体で議会取材する機会があった。駐車場確保に手間取り、本会議開始に遅れること三分。傍聴席に入ろうとしたところ、職員から「議長から、遅れた人は入らせないと言われるている」と扉の前で制止された。他社の記者も加わり、詰め寄っていたところ、この自治体を何回か取材している別の記者が「いつも入ってるんですよ」と職員を振り切って扉を開け、中に入った。「これがこの流儀か」と、いぶかしく思いながら私も入った。

その後、特におとがめもなかったが、非常に後味が悪かった。取材拒否自体はさして珍しくはないが、本会議傍聴を制限されたのは初めてだったからだ。後日その自治体の議会関連規則を読んだ。傍聴人が騒乱などを起こした場合、議長は退去を命じることがあるが、開会時間に遅れた者についての言及はない。あの時傍聴席に入ったのは、正当な行為だったのだ。

記者が行政取材するのは都合のよいニュースばかりではない。職員やトップの不祥事、社会的に

物議をかもししている事案など、自治体には触れられたくないようなケースもある。前述の自治体もそうした取材だった。しかしその対応が、いたずらに記者を排除するような不誠実なものであれば、自治体の姿勢を疑いたくなる。

どんな事柄でも直ちにすべてを説明せよ、とまでは言わない（本当は言いたい）。行政側には、その時点で判明していること、そうでないことを整理した上で、「できる限り」の対応をしてほしい。月並みなことなのだが、ある事実が発覚した際、幹部全員がどこかに雲隠れしてしまったというようなことが起こると、やはり言わずにいられない。

ここまで、いわゆる「守り」の報道対応について述べてきたが、「攻め」もある。いわゆるPRだが、イベント告知だけではなく、新規事業や条例制定なども重要なニュースだ。自治体共通の悩み、例えば税の滞り整理や少子化対策、介護保険などでどんな工夫をしているか、ということも良いPRになるだろう。山梨県内では、この

広報の「攻撃力」の差が、自治体によって開きがあると思う。記者会見での用意された発表事項よりも、首長や職員から出た一言がニュースとなり、よく聞いてみると非常に興味深いことも多いからだ。

好き勝手に述べてきたが、報道対応の「守り」「攻め」は、自治体にとって絶対不可欠な条件ではない。ニュースは記者が探すものだし、ぞんざいな対応をされても切り崩すのはこちらの仕事だ。

しかし地方分権とは、自分たちの責任で行政を進めること。現在、さまざまな権限や業務が地方自治体に移譲され、行政上の失敗も先進的な施策も、責任を持つ時代になりつつある。となれば、記者に接する場面も自然と増える。常にそちらの思い通りに運ぶとは限らないが、地域をより魅力的なものにするための戦略として、「守り」と「攻め」の姿勢を浸透させる時期になっているのではないか。

ちん・びん・かん・びん??

# 珍聞 感分

去年の四月に私は甲府に来て、大学で中国語を教えている。一人異郷の地での生活は、実際いささか寂しくもあるが、それでも語学を教える中においては、やはり他の仕事では享受することができない楽しさがある。

日本人に中国語を教えるに際しては、まず最初に発音からである。日本人が中国語の発音を学ぶとき、三つの大きな難しさがある。その一つめは、無気音と有気音の区別、例えば「b」と「p」や「d」と「t」のような区別がつきにくいことであり、このため、「duzi bao he (お腹がいっぱいだ)」と言うべきところを、よく「tuzi bao he (ウザギが逃げた)」と言ってしまったり、「Tai bang lei (すばらしいーん)」であるがある学生にはどのように教えても、いつも「Tai pang lei (太りすぎたよーん)」と発音してしまい、まったくおかしな話になってしまっている。その二つめは、前鼻音と後鼻音の区別、例えば「can」や「fan」や「can」や「fan」や「can」や「fan」の区別がつかず、「ちん」や「びん」

## 言葉を教えることと学ぶことの楽しさ

山梨県立女子短期大学 助教授  
劉 徳 聯

ってしてしまうことである。学生は、しばしば「dang xin (用心する)」を「dan xin (心配する)」と話してしまったり、「wang shang huo tou (インターネットでおしゃべりする)」を「wang shang huo tou (夜おしゃべりする)」と話してしまっている。最もやっかいなのは中国語の四声(四通りの抑揚)である。多くの学生は、単に一音節のときは大体において正確に発音できるが、フレーズを読むようになったとたん、四声が分からなくなってしまう。

例えば「maoyi souzhi (貿易会社)」も抑揚のつけ方次第では「セーター会社」になってしまう、同じ「wo xian kan shu」も「私は読書が好きだ」が「私は樹を切るのが好きだ」となってしまう。なんともいっても可笑しいのは「wo xiang wen ni」で、イントネーションしただけでは、「私はあなたに聞きたい」が「私はあなたにキスしたい」となり、こうなるともう泣くに泣けず笑うに笑えない。

ところで生活の都合上、仕事の合間を縫って私もちょっと日本語を独学している。はじめは日本語には漢字がたくさんあるのだから、中国人が日本語を学ぶのはたやすいと思っていたが、勉強していくうちにそうではないことを発見した。漢字ひとつとつとつとみても、多くの日本の漢字と中国の漢字とは書き表すうえで基本的には同じだが、意味はというと、むしろしばしば違いがある。たとえば「娘」という字である



ある。たとえば「娘」という字であるが、中国語ではよく「母」の意味で使われるが、日本語ではむしろ「女の子」を指す。さらに「手紙」という言葉は、日本では「書きつづった紙」だが、中国語では「トイレットペーパー」を指して言うのである。このへんのところを理解しておかないと、しょっちゅう笑い話絶えないということになる。ある友人が私に「一つの話をしてくれ。それはこうだ。一人の日本人と一人の中国人が自転車に乗っていてぶつかった。二人とも言葉が通じない。そこで日本人は紙に「怪我？」と書いて、相手の中国人がケガをしたかどうかという意味で「ケガはありませんか？」と聞いた。ところが、「怪我」というこの二文字は中国語では「私が悪かった」という意味なのである。そこでその中国人は、日本人が書いた字を見るや何度も手を振

って否定し、日本人は、ああケガをせずによかったとすぐに安心したのだが、こんどは中国人が「私のほうこそ悪かった」という意味で紙に書いた「怪我！」の二文字を見た日本人は、「えっ?、ケガしたの?と、すぐにまた心配をはじめたというのである。このように、慣れ知っている漢字だからその意味は分かりきっていると思いきや、はならず、同字で異なる意味の漢字があった場合は、さらに誤解を生みやすいということを知っておく必要がある。このことは、日本語を学ぶ中国人にも、中国語を学ぶ日本人にも言えることである。

私の甲府での任期は二年であり、来年は帰らなければならぬ。私は当地の山水が好きであり、また、人々が好きである。今後また機会があれば、私は再び甲府に来て、学び、働き、生活しようと思う。  
(原文は中国語。 翻訳 古屋博敏(市町村課) )



## お答えします

# 自治

# Q & A



**Q** 私の町では、現在温泉開発を進めています。入湯税の課税免除ということができるのでしょうか？また、どのような場合に課税免除という方法がとれるのでしょうか。

**A** 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用に充てるため、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場の入湯（利用者）に課するものです。（地方税法第七〇一条）

地方税法第六条第一項は、市町村が「公益上その他の事由」により課税することが不適当とする場合に、独自の判断により、一定の範囲のものに対して課税しないことができる旨を規定し、同条第二項も「公益上その他の事由」により必要がある場合は不均一課税をすることができると定めており、「公益上その他の事由」がある場合には、市町村の条例に基づき、

課税免除等を行うことができます。「公益上その他の事由」があるとして、具体的に、入湯税の課税免除等が適当とされているものは、次のようなものがあります。なお、①、②については地方分権推進の意味から通知が廃止されています。

①年齢十二歳未満の者の入湯  
②一般公衆浴場又は共同浴場における入湯  
③長期療養者を対象として設けられている僻すう地（山間部等）にある簡素な温泉旅館における長期湯治客等の入湯  
④地域住民の福祉の向上を図るため、市町村がもつばら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯

⑤自炊用の簡素な施設、もつばら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の利用料金に比較して著しく低く定められているものにおける入湯  
⑥学校教育上の見地から行われる

行事の場合における入湯  
したがって、町が温泉を利用した浴場等の施設を開設する場合は、入湯税を免除しようとするときは、どのような事例について課税を免除するかを検討の上、免除等をする場合の要件を条例に明示しておく必要があります。

**Q** 選挙制度の見直し等の法案が先の国会で成立しましたが、その内容を教えてください。

**A** 第一四七回国会において、公職選挙法等の一部改正が行われましたが、その主要な改正点は、次の六項目です。

① 衆議院議員及び参議院議員の特別選挙を原則として四月と十月の年二回に統一する。この対象となる特別選挙は、衆議院議員の再選挙及び補欠選挙です。

その実施時期は、第一期間として、九月十六日から翌年の三月十五日までの間に選挙を行うべき事由が生じたものについては四月第四日曜日に、また、第二期間として、三月十六日から九月十五日までの間に係るものについては十月第四日曜日に行うこととされました。

② 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員たることを辞した者等は、その辞職により生じた欠員について行われる補欠選挙の候補者となることができないうこととされました。例えば、衆議院小選挙区選出議員がその職を辞職して知事選挙に立候補して落選した場合、自らが原因となった当該衆議院小選挙区の補欠選挙の候補者にはなることができないうとするものです。

③ 衆議院小選挙区選出議員選挙の得票が有効投票総数の十分の一（供託金没収点）に達しなかった場合、重複立候補した衆議院比例代表選出議員選挙でのいわゆる「復活当選」を排除する規定が定められました。

④ 選挙運動に従事する者のうち、専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給できることとされました。今回の改正により、いわゆる「うぐいす嬢」と同様に、各選挙を管理する選挙管理委員会が政令の基準（一五、〇〇〇円以内）に従い定める額の報酬を支給することができるようにとされました。本県選挙管理委員会でも政令と同額を定めています。

⑤ 政党等の選挙における政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、

拡声機等の使用が原則として禁止されました。従来から、衆議院議員、参議院議員、指定都市の議会の議員、県議会議員、知事、市長の各選挙の公示又は告示の日から選挙の日までの間は、確認団体が行うものを除き、政党等が新聞・雑誌についての普及宣伝のため自動車、拡声機等を使用することが規制されていたところですが、今回新たに書籍及びパンフレットについても規制の対象として追加されました。

⑥ 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙において選出された当選人又は議員が、選挙後に政党間移動をした場合、当選を失い、又は退職者となることとされました。施行時期は、④及び⑤の改正は平成十二年六月六日から、それ以外の改正については同年五月十七日から施行されています。



**Q** 他県の地方公共団体との間において設立されている一部事務組合の議員定数削減による規約変更について、どのように手続きを行えばよろしいのでしょうか。

**A** 一部事務組合の規約の変更手続きについては、地方自治法（以下「法」という。）第一八六条において規定され、関係地方公共団体の協議によるものとされています。

なお、協議案は関係地方公共団体のいずれもが発案する事ができます。協議案については、議会の議決を経て、長が当該地方公共団体を代表して関係地方公共団体と協議することになります。この協議が整ったときは、都道府県の加入する団体については自治大臣、それ以外のものについては都道府県の知事の許可を受けなければなりません。

この一部事務組合の規約については、次の事項が規定されています。ければなりません。（法第一八七条）

- ① 一部事務組合の名称
- ② 一部事務組合を組織する地方公共団体
- ③ 一部事務組合の共同処理する事務
- ④ 一部事務組合の事務所的位置
- ⑤ 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑥ 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法

⑦ 一部事務組合の経費の支弁の方法

このうち①、④、⑦以外の規約変更については、都道府県が加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事の許可が必要となります。

①、④、⑦については届出

なお、今回質問の議員定数削減に係る規約の変更につきましては、⑤の議会の組織の 変更は該当し、通常では都道府県知事の許可により処理されるものです。そして複数の都道府県にわたる一部事務組合の規約の変更となる場合は、法第二九三条により自治大臣が関係都道府県の意見を聞いて許可を行うこととされています。

ただし、この一部事務組合が昭和三十六年の法改正前に設立され、改正前の法第二九三条の規定において準用する法第二五三条の規定により、管理する都道府県知事の間においてされている場合については、従前の例により、管理する都道府県知事が許可することとされています。



**Q** 地域づくりに役立つアドバイザー制度には、どのようなものがありますか？

**A** 主なものを挙げると次のとおりです。

(一) 地域振興アドバイザー派遣制度(国土庁)

地域の活性化・交流を進めるうえで様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家をアドバイザーとして派遣し、必要な助言等を行い、市町村等の活性化の取り組みを側面から支援しようとするものです。

(二) 中心市街地活性化アドバイザー制度(国土庁)

中心市街地活性化法に基づく市町村の基本計画の策定及び同計画に基づく事業を実施しようとする市町村に中心市街地活性化アドバイザーを派遣し、魅力の発見や個性の形成を図る観点から所要の助言等を行うことにより、中心市街地の活性化に関する様々な取り組みを支援する制度です。

(三) 地域づくりアドバイザー事業(一財)地域活性化センター)

市町村等の自主的・主体的な地域づくりに対する支援の一環とし

て、センター内の人材バンク等から専門的なアドバイザーを行う人材を紹介する事業です。

(四) リゾート整備アドバイザー制度(国土庁)

リゾートの整備を進めている市町村に対し、有識者を現地に派遣して適切な助言を行うことにより、地域の特色を活かした多様なリゾートの整備に資することを目的とした制度です。

(五) 地域振興アドバイザー派遣制度(一財)地域総合整備財団)

リゾート開発事業など地方公共団体が民間事業者と共同で取り組む地域振興事業を対象に、具体化に向けての助言・指導を行う専門家を派遣し、第三セクターの作り方、経営の方法など実践的なものに焦点を絞ってアドバイザーをする制度です。

以上が概要ですが、こういった制度を上手に活用し、個性と活力ある地域づくりを目指した様々な取り組みの展開が重要となっています。

**Q** 広域行政圏計画策定要綱が平成十二年三月に定められました。この要綱の趣旨は？

**A** 広域行政圏(広域市町村圏及び大都市周辺地域広域行政圏)の施策は、住民の日常生活圏の広域化に対応して、昭和四十四年度の広域市町村圏の設定に始まり、広域市町村圏計画を策定し、時代に応じて様々な観点から施策を展開してきました。

しかし、二十一世紀の到来を目前に控えて、広域行政圏を取り巻く状況は、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、財政の著しい悪化といった政治経済社会の大きな構造変革の中で、大きく変化しつつあり、広域的・総合的な地域の振興整備や事務処理の効率化・円滑化を図ることが、これまでにも増して強く求められています。そこで自治省では、概ね十カ年の期間で策定されている広域行政圏計画が、全国の七割強の圏域で見直しが行われる時期に合わせ、新たな広域行政圏施策の指針として、「広域行政圏計画策定要綱」を制定しました。

この要綱の特徴としては、まず、

圏域の見直しに当たって、「市町村の合併のパターン」における合併対象地域が、広域行政圏の圏域によって極力分断されることがないように、圏域の見直しによる適切な調整を行うこととしたことです。

次に、地方分権の観点に立ち、計画の策定に際しては、これまで行ってきた都道府県との協議を廃止し、必要に応じて意見照会をすることとしたことです。

さらに、基本計画に関する事項では、計画に基づく施策の実績を積み重ねることにより、結果的に圏域の一体感がさらに醸成されている場合においては、必要に応じて、圏域全体又は圏域内の一部の区域を基礎とした市町村合併について検討することとしています。

一方、住民参加の視点を重視したのも特徴で、計画策定段階での情報公開や住民懇談会の必要性、計画の目標設定に当たってできる限り成果を現す指標を設定するよう述べられています。

県からこんにちは!

# がんばって いま～す!!

## 市町村課 曾根 剛(上野原町)

東の端、上野原町から市町村課財政担当に今年の4月より研修生としてお世話になり、早いもので3ヶ月目に入りました。

とにかく最初は朝早い起床と長い通勤時間というものが大変でしたが、最近はややく慣れてきました。

今は、決算統計の真っ最中で各団体の検収ヒアリングをしているところです。

今まではヒアリングを受ける立場で市町村課にはお世話になっていましたが、今度は私自身が各市町村のヒアリングをする立場となり大変な毎日を送っています。

しかし、他の市町村のこともいろいろ知る機会でもあり、大変貴重な体験をさせてもらっています。

最後に、この1年間という研修期間中に出来るだけ多くのことを吸収して、上野原町に戻った際には、市町村課で体験したことを少しでも多く仕事に役立てていけるよう頑張っていきたいと思っています。



## 市町村課 中山晃彦(小淵沢町)

「緑風、夢づくりこぶちさわ」、八ヶ岳南ろくに広がる高原のまち小淵沢町から、昨年の10月より市町村課行政選挙担当に研修に来て9ヶ月が過ぎました。

この間、地方自治制度における平成維新とも言うべき地方分権一括法の施行。分権化に向けての市町村例規など様々な条例整備に向けての対応、山梨地方自治研究会に参加しての情報公開条例・個人情報保護条例制定に向けての取り組み、また、県消防学校での講師をつとめたことなど町では経験できない貴重なものばかりでした。

衆議院議員総選挙も終わり、研修期間も残り3ヶ月となりましたが、これからは今まで以上に一つでも多く経験し、これからの仕事に生かしていきたいと思っています。



## 市町村課 鈴木達也(韮崎市)

昨年の10月1日より研修生として市町村課企画振興担当でお世話になっていますが、早いもので9ヶ月が過ぎようとしています。

当初は、朝早く起きての電車通勤などといった時間帯の変化と慣れない職場での仕事ということから、肉体的にも精神的にも疲れ、戸惑いと不安の日々でしたが、時が過ぎると共に時間帯の変化や職場にも慣れ、毎日楽しく仕事やその他の活動に励んでいます。

一年間の研修も残すところあと3ヶ月となりましたが、初心の気持ちを忘れず、仕事に対して前向きに考え、一つでも多くの事を学び、吸収し、市役所に戻った際には、今回の研修で学んだ事を少しずつ浸透させていければと思っています。



## 市町村課 荻原昭(春日居町)

昨年10月より市町村課財政担当に研修生としてお世話になっていきます、春日居町の荻原昭です。あっという間に8ヶ月が過ぎ、残り4ヶ月となってしまいました。

当初は環境の違いと財政という経験のない仕事の両方に戸惑いながら、日々つむいてばかりでしたが、今では仕事の面では相変わらずですが、環境にも慣れ、楽しく過ごしています。

今まで春日居町のことしか分かりませんでしたが、各市町村の財政状況について勉強し、64市町村の中の1つとして自分の町を見ることができ、貴重な体験をすることが出来ました。そうは言っても、これからが本番だと思います。少しでも周囲に迷惑をかけないようにし、あっという間に過ぎてしまうであろう残りの月日がんばりたいと思います。そして、この1年間で学んだことを役場に帰ったときに生かせるようにしたいと思っています。



## 市町村課 森川 学(増穂町)

4月より市町村課合併・広域行政推進担当で研修をしています増穂町の森川学です。

県庁生活もすでに3ヶ月が経過し、ほちほち慣れてきたといった状況です。私は環境が変わると適応するのに時間がかかる性格で、なかなか県庁生活に慣れることができず苦労しました(今も苦労しています)。事務処理の仕方やコピー機の使い方、書類の発送の仕方など、役場で仕事をしていたときと方法が全然違い、悪戦苦闘の毎日です。また、通勤時間の関係で朝早く起きなければならなかったりと大変ですが、担当の皆さんを中心に、いろいろと迷惑をかけながら、何とかやっています。

しかし、来年3月までの研修期間を充実したものにできるよう、勉強し、たくさん吸収したいと思っています。研修期間終了時には、胸を張って役場に帰れるようにがんばります。



## 【先輩から一言】

### 上條正巳(大月市)

未だ役所の先輩から指導されながら仕事をしている私が、「先輩から一言」などおこがましく恥ずかしい限りですが、少しでも研修生の皆さんの参考になればと、当時の失敗談や思い出を綴ってみます。



私は、平成2年4月から平成3年3月までの1年間を、市町村課行政選挙担当として勤務しました。前期は行政の仕事の担当でした。当時はまだ台数が少なかったパソコンを夜皆が帰ってから先輩に教わって使いましたが、家に帰る電車の時間を気にして保存をするのを忘れ、せっかく入力したデータがなくなってしまうことも度々ありました。そんな中、オウム真理教の県内町村への進出事件が起こり、住民票の転入問題で仕事に追われました。「転入拒否」とする町村や県の方針についての自治省との協議で、課長さんと何度か自治省へ足を運んだことなど、今もオームの報道を聞くと当時のことを思い出します。また、後期は知事選挙から始まる統一地方選挙の年で、県庁南別館の選管分室に半年間詰めて仕事をしていました。現在の知事さんが初当選された時の選挙でしたが、選挙事務所や市町村、振興事務所からの問い合わせの電話が朝から晩まで鳴り止まず、深夜疲れ果ててアパートに寝る毎日でした。そんな中で、担当職員の方々の的確な電話対応や、質問事項の詳細なメモの作成など、ミスのゆるされない選挙事務への真剣な取り組みには驚きました。さらに、私の些細な質問には、「法令集・事例判例集の何ページを読んでみる」とかという言葉が何度も返ってきたことにとっても感銘しました。

私は、知事選挙が終わり、県議会議員選挙の準備をして大月市に戻りましたが、つらい時いつも助け合い、動かし合って過ごした研修生、お世話になった当時の担当の方々とは今でもお付き合いや連絡をとらせていただいております。一生忘れることができない恩人だと思っています。

研修生のみなさんも、それぞれに貴重な経験を積んでいることと思います。残りの研修期間も健康に注意し、充実した1年間を過ごして下さい。そして、その経験を市町村に戻り十分生かして欲しいと思います。

### 市町村課 宮下久文(富士吉田市)

昨年の10月に富士吉田市より市町村課に研修生として派遣されてから、あっという間に9ヶ月間が経ちました。

この9ヶ月間を振り返り一番頑張ったことを考えました。真っ先に思い浮かんだのが、毎日の早起きです。自宅(河口湖町)からの出勤。約一時間の道中が結構つらい。

仕事の面では、税政担当として固定資産関係の調査、特別土地保有税等に関する仕事等を担当しています。派遣される前、富士吉田市でも税務課職員として固定資産税を担当していました。みなさんは仕事の内容で困ることがないだろうと思うのですが、市町村にいるときには体験できない仕事の質の高さと、量の多さに最初はただただ戸惑うばかりでした。9ヶ月経った今では、仕事にも周りの雰囲気にもだいぶ慣れてきましたが、未だに勉強の毎日です。

研修の期間も残り少なくなって来ましたが、せっかく得られたこの機会を有効に生かし、富士吉田市に戻った時、ここでの経験が役立つよう一つでも多くのことを学んでいきたいと思っています。



### 市町村課 都筑雅和(六郷町)

本年4月から研修生として市町村課にお世話になっている「はんこの町 六郷町!」(新割石トンネルも開通、県道としては県内最長802m)からまいりました都築雅和です。

私は税政担当で勉強しておりますが過去に税務の仕事経験も無く不安だらけのスタートでした。飛び交う税の専門用語にもとまどうばかりで勉強の毎日ですが周りの先輩方に助けられながらがんばっています。

主な仕事は課税状況等の調べや国保税、入湯税、軽自動車税等に関する仕事を担当しています。特に課税状況等の調べはこれからが本番なので頑張りたいと思います。4月から「あっ」という間に3ヶ月が経ってしまいましたが想像以上の緻密な仕事とレベルの高さにはただ驚くばかりです。

最後にこの貴重な研修でたくさんのことを学び、役場に戻った時には役立つように残り少ない研修期間を有意義に過ごしたいと思っています。



### 市町村課 中澤 弘樹(白根町)

白根町より行政選挙担当に研修生としてまいりました中澤弘樹です。

昨年、第1号の「自治の風」の創刊号で、「がんばってま〜す研修生」掲載欄を拝見した時、「大変だな」と他人事のように捉えていましたが、まさか1年後、自分自身が「自治の風」に同じ立場で掲載されるとは思いもよらなかった。

期待と不安の中での4月からの研修生活も3ヶ月が経過しようとし、ようやく今までと違う環境に慣れてきたところですが、さて仕事はというと、毎日膨大な情報の中、市町村から寄せられる難しい問い合わせに、辞書を片手に、また、市町村課職員の皆さんからのあたたかいアドバイスを受けながら対応しているところです。

市町村課に研修に来て改めて感じたことは、分権化のながれの中、県・市町村行政は自らの創意と工夫により、自己責任のもと、決定をしていかなければならず、同時に職員は急速に変化し、多様化する住民ニーズに柔軟に対応がとれるよう自己形成を固めていかなければならないということです。

この市町村課での研修経験は、町では決してできない貴重な経験であり、機会を与えて頂いたことに感謝するとともに、この経験を少しでも活かし、地元に戻って役立てればと思っています。



# 市町村イベントごよみ



JULY

OCT



## 自然と遊ぼう!!

### 丹波山村

7月30日(日)

#### 夏まつり丹波

「多摩川の自然を守ろう、水と緑と、ふれあい」をテーマに村内外の人達と交流を深めるため、この祭りが始まりました。

祭りでは歌謡ショー、竹細工、木工教室が行われるほか、多摩川に丸太を渡してその上を歩く水上丸太わたりは、スリルいっぱいです。また、昼の部のファイナレをかざる「ふれあいみこし」は、村内外の人達により多摩川を渡るみこしの渡御が行われ、年々参加者が増えています。

夜の部では、村の郷土芸能「ささら獅子かがり火舞」が行われ、最後に観客の真上で広がる火花が美しく谷間の夜空を彩ります。  
(会場/交流促進センター)



### 富沢町 7月23日(日)

#### ふくし川まつり

毎年七月末の日曜日に、福士川で「アドベンチャー子供ランド・ふくし川まつり」が開催されます。このイベントは、豊かな自然のなかでの川遊びを通じて、親子のふれあいと子供たちの心豊かな成長を願って、昭和六十二年から始まりました。清流流れる福士川の広い河川敷で、

子供たちの創作による手作りイカダレース、ゴムボートレース、魚のつかみ取り、はんごう炊さんなどが行われます。ご家族での参加をお待ちしています。参加者には賞品も有ります。

申込みは当日、会場で受け付けます。  
(会場/上福士川橋付近の河川敷)



## 第二十二回釜無川下り

8月15日(火)

八田村

八田村ふるさとまつり「釜無川下り」は、豊かな恵みをもたらす釜無川の清流にふれ、先人の拓いたふるさとを見直そうと開催されています。

メインイベントのイカダ下りでは、それぞれに趣向をこらした手づくりのイカダが、村内外から参加します。

その他にも、釜無川渡り、歌謡ショー、子ども縁日など楽しい催しが行われ、県内外から大勢の観光客でにぎわいます

(会場／釜無川(双田橋付近))



芦川村

10月21日(土)～29日(日)

## 芦川村まるごと体験まつり

芦川村まるごと体験まつりは、芦川村の秋の味覚や自然をまるごと体験してもらおうという祭りです。

祭りでは、そば、こんにゃくなどの村の特産品やキノコなどの秋の収穫物の販売のほか、「そば・こんにゃく手づくり体験施設」のオープンイベントが開催されます。

また、溪谷沿いや山々が色づきはじめるこの時期に、富士山

と河口湖が一望できる登山コースのハイキングや、山腹に百体の観音様が奉られている中芦川宝珠寺の百番観音を村の人たちに案内してもらいながら徒歩で観光するなどのイベントもあります。

食べて遊んで、芦川村の秋を思う存分満喫してください。

(会場／新井原地内)



# 市町村振興協会たより

## 市町村の連携事業を支援します！

本協会では、本年度から複数の市町村で構成する団体等が行う広域行政又は地域間交流、連携施策及び事務の共同化等に関する調査研究事業を支援するため、次のとおり市町村等広域連携推進事業を創設しました。（本助成制度の詳細については、4月21日付、梨市振発第30号にて通知しました、交付要綱及び交付要綱取扱い基準を参照願います。）これまでに第一次の申請を受け付け、下表のとおり助成を行ったところであります。本協会は、地方分権型社会実現のため、ますます高まる広域行政の必要性を認識し、今後とも市町村の連携事業を積極的に支援して参りますので、本助成制度の活用をお願いします。

### 1. 助成対象

広域連合、一部事務組合、協議会、広域職員グループ（原則として2以上の市町村の職員で4人以上のグループ）

### 2. 対象事業

- 広域調査研究
  - 事務共同化調査研究
  - 市町村職員等の自主的な調査研究事業
- ※ふるさと市町村圏の基金運用益を活用した事業は対象外

広域連合、一部事務組合、協議会等  
(他市町村等と連携して行う調査研究事業も対象)

広域職員グループ

### 4. 助成額

助成対象経費の2分の1以内、3,000千円限度。  
ただし、広域職員グループ調査研究事業については、全額助成、500千円限度。

### 5. 助成期間

原則として、単年度とし、継続事業にあつては最大限3年とする。（理事長が認める事業については、最大限5年間）

### 6. 申請等事務手続き



### 7. その他

助成事業の成果及び取り組み状況について、本協会が発表会を開催する。

### 3. 助成対象経費

調査研究に要する経費（講演会、シンポジウム開催経費及び調査研究の一部を委託調査する経費も含む。）のうち、市町村が負担する経費とする。（他県市町村との調査研究事業の場合、本県市町村負担分）

【市町村等広域連携推進事業助成金交付一覧表】

平成12年7月現在

広域行政区	実施主体	構成市町村	調査研究事業
甲府地区	中部西関東市町村地域連携協議会 (甲府地区・富士北麓・峡南・峡北・峡西圏)	山梨県34市町村、長野県10市町村、静岡県2市	連携型リサイクル・廃棄物処理事業構想策定事業
	甲府圏合併等研究会(甲府地区・東八代圏)	甲府市、石和町、中道町	甲府圏域合併等調査研究事業
東山梨	東山梨市町村議会議長連絡協議会	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村	東山梨市町村合併問題研究事業
	東山梨地域合併研究会	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村	東山梨地域合併問題研究事業
東八代	東八代地域広域行政・合併研究会	石和町、新坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村、豊富村、東八代広域行政事務組合	合併研究事業
峡南	南巨摩地区企画開発研究委員会	増穂町、隼沢町、中富町、身延町、早川町、南部町、富士町、峡南広域行政総合計算センター	情報化推進とネットワーク整備調査研究事業
峡北	八ヶ岳オープンプラットフォーム運営委員	高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町	八ヶ岳南麓5町村情報化推進研究事業
	21世紀の峡北を考える市町村会議	碓氷市、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村	峡北地域市町村合併研究事業
富士北麓	富士北麓地域市町村合併研究会	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村	富士北麓地域市町村合併研究事業
	4ヶ村ごみ資源化研究会	勝山村、足和田村、鳴沢村、上九一色村	ごみ資源化研究事業
山梨県東部	山梨県東部広域連合	都留市、大月市、上野原町、秋山村、道志村、小菅村、丹波山村	広域行政推進調査研究事業



## はっらっ!! 市町村職員



大木正宏さん(春日居町)

今年四月より春日居町教育委員会社会体育係に勤務している大木正宏さんをご紹介します。大木さんは、スポーツ万能で、学生時代にいくつもの重量挙げの大きな大会に出場し、オリンピック選手を目指した時期もありました。最近では、8月の関東選手権大会において、重量挙げ青年53kg級で見事優勝を成し遂げています。

その経験を生かし、現在、町スポーツ少年団活動の指導も行っており、スポーツを通じて人と人とのつながりや礼儀作法を子どもたちに教えています。

また、健康はスポーツからという理念をもち、お年寄りから子どもまで進んでスポーツに親しんでもらえるような企画を考えていきたいと話してくれました。



## A F T E R N O T E S

### 編集後記

この4月から当該の編集は、行政担当と選挙担当が一つになった新グループ「行政選挙担当」で担当することになりました。

そこへ前総理の突然の病から前倒しとなった衆議院選挙。「行政選挙担当」(=編集部)は、選管書記局の中心として、衆議院選挙に忙殺され、原稿の督促、チェック等すべて衆議院選挙が終わるまで手つかずの状態。当選証書の授与まで無事終わり、はっと我に返ってからの一夜漬け(が幾日か)。やっと7月中に皆様のお手元へ届けることができた「7月号」でした。

気がつけば既に盛夏。宿題をやり終えて遊びに出かけた少年・少女の日々のように、当編集部員も一息ついて夏休みへ。皆様も良い夏休みを。

朝顔の 紺の彼方の 月日かな (波郷)





#### サマージャンボ宝くじ

今年のサマージャンボ宝くじは、昨年に引き続き1等前後賞合わせて3億円とし、また、「夏祭り賞 5万円」を新設するなど、宝くじファンのニーズに応えた賞金体系の見直しを行い、7月17日から8月4日まで発売をいたします。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。